

岐阜県福祉・農業会館  
管理運営業務仕様書別紙

岐阜県健康福祉部健康福祉政策課

## 目 次

別紙 1	岐阜県福祉・農業会館設備概要	1
	電気設備の状況	2
	機械設備の状況	6
	中央監視設備	16
別紙 2	運転保守管理業務実施要領	18
別紙 3	清掃業務仕様書	30
別紙 4	清掃業務要領	32
別紙 5	清掃業務実施基準表	35
別紙 6	県有施設における病虫害等防除に関する基本方針	38
別紙 7	保安警備業務等実施要領	44
別紙 8	緑地管理業務実施要領	49
別紙 9	駐車場位置図	51
別紙 10	電気工作物・自家発電設備保守点検・保安業務仕様書	52
別紙 11	消防設備等点検業務一覧表	55
別紙 12	自動火災報知設備等点検整備業務一覧表	56
別紙 13	冷凍機保守点検業務仕様書	57
別紙 14	空調自動制御機器保守点検業務一覧表	58
別紙 15	ボイラー及び圧力容器保守点検業務仕様書	67
別紙 16	自動扉保守点検業務仕様書	68
別紙 17	岐阜県福祉・農業会館に入居する県機関	69
別紙 18	岐阜県福祉・農業会館の区分所有団体	70

## 別紙 1

### 岐阜県福祉・農業会館設備概要

1	名 称	岐阜県福祉・農業会館	
2	所在地	岐阜市下奈良2丁目2番1号	
3	敷地面積	10,314.95 m <sup>2</sup>	
4	建築面積	1,946.93 m <sup>2</sup>	
5	延床面積	10,131.53 m <sup>2</sup>	
	内 訳		
	高層棟	7,891.31 m <sup>2</sup>	地上7階、塔屋1階
	低層棟	2,240.22 m <sup>2</sup>	地上3階
6	構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	
7	電気設備	「電気設備の状況」のとおり	
8	機械設備	「機械設備の状況」のとおり	
9	中央監視装置	「中央監視設備」のとおり	

## 電 気 設 備 の 状 況

1	電力需要契約			
	(1) 契約種別	業務用電力		
	(2) 契約電力	全日電力量＝（令和2年4月実績369KW）		
	(3) 電気方式	交流3相3線式 60Hz		
	(4) 受電電圧	6,600V		
	(5) 受電方式	1回線受電（本線）		
	(6) 設備容量	750kVA	屋内キュービクル	
2	電気設備1（強電）			
	(1) 断路器	7.2kV 400A		2
		7.2kV 200A		
	(2) 避雷器	8.4kV		1
	(3) 計器用変圧器	一次ヒューズ付		1
	(4) 極小油量遮断器	7.2kV 400A		4
	(5) 双投切替開閉器	3P DT 300A MGC		1
	(6) MOF	電力会社支給品		1
	(7) 計器用変流器	モールド型		16
	(8) 継電器	静止型		9
	(9) 零相変流器	モールド型		1
	(10) コンデンサ			
	ア	6.6kVA 100kVA		1
	イ	6.6kVA 50kVA		1
	(11) フェーズ付負荷開閉器	7.2kV 200A		2
	(12) 単相油入変圧器			
	ア	1φ 150kVA 6,600/210-105V		1
	イ	1φ 100kVA 6,600/210-105V		1
	(13) 三相油入変圧器			
	ア	3φ 300kVA 6,600/210V		1
	イ	3φ 200kVA 6,600/210V		1
	(14) 低圧配電盤			4
	(15) 電力監視盤			2
	(16) 自家発電設備			1
	自動始動発電機	150kVA		
	ディーゼル発電機	3φ 210V 1φ 100V		
	燃料：軽油 燃料槽	390リットル		

(17) 直流電源装置		1
サイリスタ式整流器・400AH		
据置鉛蓄電池 54セル HS-400E		
(18) 低電圧盤		
分電盤 (電灯、コンセント用等)		14
動力制御盤 (空調機、エレベータ用等)		17
(19) 避雷針設備		1
避雷針 2		
接地極 銅版 1.5t×600×600 3	避雷導線 2.0×19VE (28)	

電気設備2 (弱電)

(1) 電気時計設備		
ア 親時計		
水晶振動子		
指針動作	親時計部 中1針 1秒運針	
	小時計部 中2針30秒運針	
入力電源	AC100V 60Hz	
出力信号	DC 24V 1回路あたり300mA	
電源部	自動充電器 DC24V4A	
	バッテリー DC12V26AH 2個	
イ 子時計		
丸型壁掛子時計		1
角型壁掛子時計		149
(2) インターホン		
親機		
電源電圧	AC100V 50/60Hz	
通信方式	同時通話	2
子機		
(3) テレビ再送信設備		
ア TVアンテナ		
イ TV伝送機器		
ウ ラジオアンテナ		
(4) 防犯設備		
ア 建物外周赤外線監視設備		
イ 身障者トイレ緊急表示設備		
ウ 構内防犯水銀灯設備		
(5) 放送設備		
館内拡声設備		

(6) 電話設備

交換器

制御方式 蓄積プログラム制御方式

通話路系方式 時分割形交換方式

電話機器

1

デジタル電子交換機

局線回路 32回線

LD専用線回路 4回線

一般内線回路 224回線

多機能内線回路 8回線

3時間停電補償電池内臓

卓上中継台 2

多機能電話機 2

一般内線用電話機 220

通話料金管理装置 1

電気設備3 (防災)

(1) 監視室設備

- ア 警報表示盤 設備警報の表示及び外部赤外線監視区域の侵入表示
- イ 監視盤 外部赤外線監視区域のうち通用口関係の侵入表示
- ウ 鍵管理盤 各管理単位の室の鍵を管理  
管理区域別状態表示 異常・警戒中・配線異常をランプ表示
- エ 時計装置 実時間用水晶時計
- オ デジタルプリンタ装置 管理経過を記録するプリンタ
- カ 制御盤 各種センサーの情報、鍵管理情報の収集及び分析、  
状態に応じて表示、及びデジタルプリンタを制御
- キ 電源装置 装置の消費電力を供給  
停電時に自動的にバッテリー（本体収納）に切替
- ク 試験端子盤 各センサー信号の集線、本体装置の監視機能のチェック
- ケ 電子ブザー 監視装置連動ブザー

(2) 防災設備

- ア 防排煙設備 45  
防火シャッター・防火戸・防火防煙ダンパ・排煙口・  
排煙ダンパ
- イ 消火設備 22  
屋内消火栓ポンプ起動 1  
ハロン消火起動 1  
ハロン消火放出 1  
呼水槽減水 1
- ウ 火災報知装置 22  
発信機 P型1級埋込型 22  
感知機 作動確認灯付 189

(3) 非常照明設備

ア 保安灯

非常照明電灯 (直流電源)

4 2 0

イ 誘導灯

避難口誘導灯・室内通路誘導灯・  
廊下通路誘導灯・階段通路誘導灯

7 0

# 機 械 設 備 の 状 況

## ○ 機械設備の概要

### 1 空調設備

#### (1) 温湿度条件 (目安)

	外 気		室 内	
夏	34℃ DB	58%	28℃ DB	50%
冬	-2℃ DB	40%	19℃ DB	50%

#### (2) 熱 源

- ア A重油焚高圧蒸気ボイラー、吸収式冷凍機、冷却塔、熱交換器による冷水、温水を熱源とする。
- イ 熱源輸送供給は、夏季には冷水を蓄熱槽450m<sup>3</sup>に確保して開放回路とし、冬季は密閉回路とする。
- ウ 低層棟の各室には、冷却塔、電気温水ボイラーによる熱回収式ヒートポンプパッケージ型調和器による。

#### (3) 空調方式

- ア 高層棟は、ペリメーターゾーン (外周部) をファンコイルユニット、インテリヤゾーン (内部) を各階エアハンドリングユニット型調和器による。
- イ 低層棟は、各室ファンコイルユニット及び外気処理空気のダクトによる供給の併用方式
- ウ 低層棟の保護室、保母室、学習室、宿直室及び脳波検査室は、熱回収式とヒートポンプパッケージによる単独空調である。

#### (4) 換気方式

- ア 1階機械室、電気室、自家発電室等を第1種換気方式にて換気処理する。
- イ 便所、湯沸室、厨房、事務機械室、調理実習室、大会議室及び各倉庫等を第3種換気方式にて処理する。
- ウ 高層棟PH1階機械室に空気全熱交換器を設置し、厨房、機械室、電気室等以外の換気処理空気により熱回収をする。

#### (5) 自動制御設備

- ア 自動制御機器は、電気方式を原則とし、一部電子式とする。
- イ 中央監視機能は、下記による。
  - (ア) 各動力の遠方発停 個別発停、スケジュールプログラム発停
  - (イ) 各動力の状態監視 運転、停止表示、故障表示及びグラフィックパネルによる系統表示
  - (ウ) 各動力装置の警報 上限・下限警報、動力の故障警報及び異常警報 (防火機器共)
  - (エ) 記録及び積算 各温度・湿度の指示記録、給水、排水量及び油の積算記録、動力点の発停故障及び警報等の記録



## 2 衛生設備

- (1) 給水源は、井戸（径 500φ、深度 50m、湧水 120 m<sup>3</sup>/Hr 以上）による。  
給水供給方式は、受水槽、揚水ポンプ、高架水槽による重力式にて飲料水系統、雑用水系統の二系統により所要箇所に供給する。
- (2) 給湯は、各階湯沸式、調理実習式、シャワー及び低層棟浴室へ貯湯式給湯ボイラーによる強制循環方式にて供給する。
- (3) ガス供給は、東邦ガス（株）の供給管による。
- (4) 消火設備は、消防法、同施行令細則及び条例等に基づき屋内消火栓設備、連結送水管設備及び機械室にハロゲン化物消火設備を設置している。

## ○ 機械設備の状況

### 1 炉筒煙管式ボイラー

2

ボイラ番号	F T R - 2 0 P		
伝熱面積	2 4 . 9 m <sup>2</sup>	最高使用圧力	7 . 0 kg/cm <sup>2</sup>
換算蒸発量	2 , 4 0 0 kg/h	常用圧力	3 kg/cm <sup>2</sup>
電 源	3 φ 2 0 0 V		
給水ポンプ	5 . 5 k w		
オイルバーナー	0 . 7 5 k w		
オイルポンプ	0 . 4 k w		
ブースターポンプ	0 . 2 k w		
プレヒーター	4 k w		

### 2 給湯用温水ボイラー

1

ボイラ番号	S K - M T - 1 6 0 G
貯湯式鋼板製（中厚用）	
缶発熱量	1 5 0 , 0 0 0 kcal/Hr
貯湯量	1 , 2 0 0 L 以上
ガス焚（都市ガス）	4 , 5 0 0 kcal/ N m <sup>3</sup>

### 3 吸収式冷凍機

2

冷房能力	2 0 0 U S R T		
冷水流量	1 2 0 m <sup>3</sup> /h	温度	6 ~ 1 1 °C
冷却水流量	2 0 0 m <sup>3</sup> /h	温度	3 2 ~ 3 9 . 4 °C
加熱源種類	S T E A N	使用量	1 , 6 0 0 kg/h
		圧力	1 . 2 kg/cm <sup>2</sup> G
電 源	3 φ 2 0 0 V 6 0 H z		
製造番号	8 1 5 0 1 4 5 7		
製造年月日	昭和 5 4 年 6 月		
吸収液ポンプ	1 . 7 k w		

冷媒ポンプ 0.25kw  
抽気ポンプ 0.4kw

#### 4 低騒音型 冷却塔

- (1) 高層棟屋上 2基  
合成樹脂製 クロスフロー型  
冷却能力 200RT (1,600,000 Kcal/Hr)  
冷却水量 3,340 l/MIN  
冷却水温 41℃-32℃  
特殊遠心送風機  
電動機 5.5kw × 2台
- (2) 低層棟屋上 1基  
合成樹脂製 カウンターフロー型 密閉式  
冷却能力 20RT (78,000 kcal/Hr)  
冷却水量 260 l/MIN  
冷却水温 37℃-32℃  
送風機  
電動機 1.5 kw

#### 5 熱交換器 第1種圧力容器 1

種類 HE 熱交換量 1,260,000 kcal/Hr  
胴及び鏡材質 SGP SUS 304  
胴板 79.4mm 鏡板 6.4mm  
胴内径 440mm 胴長 1,220mm  
最高使用圧力 (一次側) 5 kg/cm<sup>2</sup>  
" (二次側) 5 kg/cm<sup>2</sup>  
耐圧試験圧力 (一次側) 9.5 kg/cm<sup>2</sup>  
" (二次側) 9.5 kg/cm<sup>2</sup>

#### 6 温水槽 低層棟 1基 第1種圧力容器

種類 SUSST  
胴内径 1,300 mm  
実容量 3,162 m<sup>3</sup>  
最高使用圧力 2 kg/cm<sup>2</sup>

#### 7 高圧蒸気ヘッダー 1種圧力容器 1

種類 SH 内容積 0.168 m<sup>3</sup>  
胴内径 305mm 胴長 2,300mm  
最高使用圧力 8 kg/cm<sup>2</sup>  
耐圧試験圧力 13.3 kg/cm<sup>2</sup>

8	中圧蒸気ヘッダー	2種圧力容器		1
	種類	SH	内容積	0.272 m <sup>3</sup>
	胴内径	340 mm	胴長	3,000 mm
	最高使用圧力	3 kg/cm <sup>2</sup>		
	耐圧試験圧力	6 kg/cm <sup>2</sup>		
9	温水ヘッダー	第1種圧力容器		2
	種類	OH		
	胴内径	390 mm	胴長	2,800 mm
	最高使用圧力 (一次側)	5 kg/cm <sup>2</sup>		
	耐圧試験圧力	9.5 kg/cm <sup>2</sup>		
10	タンク			
(1)	貯油槽			1
	貯油量	20,000 L		
	寸法	1,900 φ × 7,400 L		
(2)	ステンレス製	オイルサービスタンク		1
	貯油量	800 L		
	寸法	1,000 × 1,000 × 1,200 H		
(3)	ステンレス製	還水槽		1
	貯水量	2,500 L		
	寸法	1,000 × 2,000 × 2,000 H		
(4)	ステンレス製	飲料水用受水槽		1
	容量	27,000 L		
	寸法	4.0 × 4.0 × 2.0 MH		
(5)	ステンレス製	高架水槽		各1
	容量	飲料用 10,000 L	雑用水 19,000 L	
	寸法	4.5 × 3.0 × 2.5 MH		
(6)	ステンレス製	温水貯槽		1
	容量	2,600 L		
	寸法	1,300 φ × 2,000 H		
(7)	コンクリート製	雑用水用受水槽		1
	容量	90,000L		
(8)	コンクリート製	排水槽		2
	容量	2,000L		
	寸法	1.8 × 0.9 × 1.05M		
(9)	ステンレス製	膨脹水槽		1
	容量	600 L		
	寸法	1,000 × 1,000 × 1,000 H		
		(給湯用 1,000 × 2,000 × 1,000 Hを含む)		

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| (10) ステンレス製 膨脹水槽                  | 1 |
| 容量        100 L                   |   |
| 寸法        500 × 500 × 500 H       |   |
| (11) ステンレス製 給湯用補給水膨脹水槽            | 1 |
| 容量        1,500 L    (暖房用膨脹水槽に組込) |   |
| (12) 飲料水用滅菌器                      | 2 |
| 処理水量    500 l/MIN                 |   |
| 注入ポンプ  200W 以下(1φ 200V)           |   |
| 注入量      30 cc/min                |   |
| 塩ビ製タンク  100 L                     |   |
| (13) ステンレス製 消火用呼水槽                | 1 |
| 寸法        500 × 500 × 500 H       |   |
| (14) 蓄熱槽                          | 1 |
| 容量        450,000L    (機械室地下に設置)  |   |

1 1 ポンプ

記号	名 称	型 式	口径 φ	水量 l/MIN	揚程 M	電動機 Kw
P-1・2	冷却水循環用	片吸込渦巻型	150	3,340	32	37
P-3・4	冷水1次循環用	〃 〃	125	2,000	22	11
P- 5	冷水2次循環用	多段渦巻型	100	1,200	58	22
P- 6	〃 〃	〃 〃	100	1,300	59	22
P- 7	〃 〃	片吸込渦巻型	80	620	25	5.5
P- 8	〃 〃	多段渦巻型	100	950	58	18.5
P- 9	温水循環用	片吸込渦巻型	100	970	30	11
P- 10	〃 〃	〃 〃	80	650	25	5.5
P- 11	〃 〃	〃 〃	50	470	19	3.7
P- 12	〃 〃	多段渦巻型	80	960	42	15
P- 13	冷却・温水循環用	片吸込渦巻型	40	200	28	3.7
P-14・15	ボイラー給水用	多段渦巻型	40	150	150	7.5
P-16・17	揚 油 用	歯 車 型	25	40	30	1.5
P- 18	温水貯槽循環用	ライン 型	32	50	8	0.25

記号	名 称	型 式	口 径 MM φ	水 量 l/MIN	揚 程 M	電動機 kw
PP-1・2	井戸揚水ポンプ	深井戸タービン型	100	850	45	15
PP-3・4	飲料水揚水ポンプ	片吸込渦巻型	65	500	50	11
PP-5・6	雑用水揚水ポンプ	〃 〃	80	950	50	15
PP- 7	消火栓ポンプ	多段渦巻型	80	600	67	15
PP- 8	給湯循環ポンプ	ライン型	32	100	10	0.4
PP- 9	給湯用補給水ポンプ	〃	40	150	10	0.75
PP- 10	暖房用補給水ポンプ	〃	40	200	10	0.75
PP- 11	ピット排水ポンプ	活水水中型	40	120	5	0.25
PP- 12	〃	〃	40	120	5	0.25
PP- 13	〃	〃	40	120	5	0.25

1 2 空調機

ア エアハンドリングユニット型

冷水温度 7℃～12℃

温水入口温度 60℃

記号	系 統 名 称	冷房能力	暖房能力	備 考
	高層棟	kcal/Hr	kcal/Hr	
AC- 1	1・2 階系統 (インテリア)	53,100	40,600	水平型
AC- 2	2 階大会議室系統	101,400	74,200	〃
AC- 3	2 階体育訓練室系統	36,900	40,000	〃
AC- 4	3 階系統 (インテリア)	50,200	17,200	〃
AC- 5	4 階系統 ( 〃 )	53,200	16,900	〃
AC- 6	5 階系統 ( 〃 )	49,300	16,900	〃
AC- 7	6 階系統 ( 〃 )	48,300	15,300	〃
AC- 8	7 階系統 ( 〃 )	59,900	18,100	〃
AC- 9	1 階食堂系統	21,200	20,800	〃
AC-10	外気処理系統	62,700	138,800	垂直型
	低層棟			
AC-11	1・2 階外気処理系統	63,100	84,700	〃
AC-12	3 階外気処理系統	52,200	65,100	〃

イ パッケージ型

低層棟

1 1 (天井埋込型)

1 3 ファンコイルユニット

冷水出入口温度 7℃～12℃                      ・高層棟                      171  
 温水出入口温度 60℃～53℃                      ・低層棟                      48

記号	型式	冷房全熱	冷房顕熱	暖房能力
FC- 2	床置露出型	1,350 kcal/Hr	900 kcal/Hr	2,400 kcal/Hr
FC- 3	〃	1,950	1,450	3,600
FC- 4	〃	2,600	2,000	4,800
FC- 6	〃	3,400	2,900	6,700
FC- 8	〃	5,200	4,000	9,850
FC-12	〃	6,800	5,800	14,400
MG- 2	天井吊隠蔽型	2,850	2,850	5,200
MG- 3	〃	3,740	3,740	7,470

1 4 送風機 型式 片吸込多翼型

記号	名 称	風量 CMM	静圧 mmAg	電動機 kw	備 考
F- 1	高層棟 便所排気	144.2	50	3.7	床置型
F- 2	〃 湯沸室排気	45	50	1.5	〃
F- 3	〃 倉庫一般排気	170	52	5.5	天吊型
F- 4	〃 事務機械実験室	55	48	1.5	床置型
F- 5	〃 厨房排気	121.7	30	2.2	天吊型
F- 6	〃 機械室給気	210	20	3.7	〃
F- 7	〃 機械室排気	131.7	20	2.2	〃
F- 8	〃 電気室給気	63.4	20	0.75	〃
F- 9	〃 電気室排気	50	20	0.75	〃
F-10	〃 大会議室排気	50	40	1.5	〃
F-11	〃 体育訓練室排気	36.7	51	1.5	〃
F-13	低層棟 1階機械室排気	10.9	15	0.2	〃
F-14	〃 1階厨房排気	63.4	20	1.5	〃
F-15	〃 1階西便所排気	20	15	0.2	〃
F-16	〃 2階倉庫一般排気	15	20	0.4	〃
F-17	〃 東側便所排気	56.7	30	1.5	〃
F-18	〃 湯沸室排気	15	20	0.4	〃

1 5 消防設備器具

ア	消火用呼水槽	1
イ	粉末ABC消火器	58
ウ	ハロゲン化物（ハロン1301）消火設備	1
エ	屋内消火栓設備	21
オ	屋外消火栓設備	2

1 6 衛生器具

ア	和風便器	17
イ	手すり付和風便器	22
ウ	洋風便器	13
エ	幼児用ストール小便器	2
オ	手すり付幼児用ストール小便器	1
カ	壁掛ストール小便器	19
キ	手すり付ストール小便器	10
ク	身体障害者用洋風サイホンゼット便器	7



ケ	そで付洗面器	1	7
コ	手すり付・そで付洗面器	2	9
サ	前丸手洗器	7	
シ	掃除用流し	1	1
セ	オストメイト	1	
ソ	幼児用洋風便器	1	

1 7 エレベーター

1号機（農業会館）	定員	6名	積載	450kg
2号機（福社会館）	定員	18名	積載	1,200kg

## 中央監視設備

中央監視装置システム管理仕様

機 能		内 容	
用 途	対 象 建 物	中、大規模中央管理システム	
	管 理 点 数	350～1,000	
構 成	系 統 分 類	01～99グループ	
	メ モ リ	最大32kw, 実行プログラム14kw データファイル4kw, 8kw単位	
伝送方式	CPU～周辺機器	直列伝送, 2連送照合方式, 電流伝送	
	CPU～DGP	同上	
伝送種類	DC伝送	直流電源による伝送	
	TONE伝送	音声帯域による伝送	
伝送速度	DC伝送	1200ボー (各チャンネル別単独)	
	TONE伝送	同上 ( 同 上 )	
伝送距離		3km (DC伝送の場合)	
伝送フォーマット		16ビット×2回 計32ビット, ストレートベースバンド	
伝送チャンネル		10チャンネル, チャンネル別単独スキャン	
計測と状態 の表示	方 法	デジタル点	アドレス (5桁) + 状態 (2桁) + 種別 (3桁)
		アナログ点	アドレス (5桁) + 負号+データ (3桁) + 単位 (3桁)
		積 算 点	同上2アドレス分でデータ表示 (6桁)
		時 刻	実時間の24時間表示 (0000～2359)
	記 号	デジタル点	31種類
		アナログ点	52種類
	アナログレンジ		基本レンジ: 2 オフセット値: 9種類 (固定値) スケーラー: 14種類 (固定値) 小数点位置可変 (4ポジション)
手動操作	機器の個別操作		3モードコマンド (起動/停止/自動, 低速/停止 /高速など)
	表 示		選択によるデータのデジタル表示 (デジタル点およびアナログ点)
	遠隔設定		CPA (設定点変更: ±10%, 増, 減各20ステ ップ)
			DPA (設定値: 0～100%, 20ステップ)
	警報監視		手動による全警報点の表示
プロジェクタ投影		投影の操作とスライドの選択	
自動操作	COS検出		新警報点と正常復帰点の検出表示と印字
	スライドの選択		テンキー操作時, COS検出時自動的に該当スライ ド選択
	カレンダー印字		毎時 月/日/年 を印字

機 能		内 容
プログラム	タイムプログラム	プログラム数45, 7曜日+祝日, 4日分の祝祭日設定
	イベントプログラム	プログラム数255, タイムプログラムや管理点の状態変化で実行(アナログも可能)30点/プログラム 30点以上はイベントによるカスケード方式で可能
自己採点	CPUチェック	ウォッチドッグタイマによるチェックとパリティチェック, 毎時結果を印字
	発停エラー	コマンド後ポーリングで確認, エラー検出時表示と印字
	伝送系チェック	2連送照合方式, エラー時印字(伝送エラーのチェック)
	伝送系トラブル	UART及び伝送線のチェック, ノーレスポンス時印字
管理情報	プロジェクタ	81枚(最大800枚), 選択所要時間最大で3秒
	記録	COSの自動印字, 各種ログ(全点, 状態点, 警報点), 日報作成
	個別表示	40点(最大960点), 1点2灯式表示 3モードコマンド付加可能
	グラフィックドライバ	40~80点(最大1,920点), 1点2出力 2C接点/出力
インターホン	通話	プッシュ・トゥ・トーク, 1対1方式
	オーディオモニタ	アドレス選択で可能

別紙2

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
受 変 電 設 備	共 通	1. 入切表示確認表示灯点灯確認取替 2. 各時間ごとの計器読取、記録	○					
	変圧器	1. 本体外部油漏洩汚損、振動、音響、温度点検調整 2. ブッシング損傷、ブリーザー 良否端子接続部の締まり点検 3. 各部の損傷、腐蝕、発錆、ゆるみ、汚損、油量点検・手入れ 4. 接地線接続部点検 5. 各部に異常を認めた場合は監督員に報告のうえ適当な処理をすること。	○			○		○
	受電用遮断器盤	1. 外観点検 2. 各部の損傷、腐蝕、過熱、変色、発錆、ゆるみ点検 3. 汚損異物附着の有無点検	○			○		
	高圧配電盤	1. 断路器、油入遮断器は、受電用遮断器盤に準じて行う。 2. 計器指示測定記録 3. 各部の損傷、腐蝕、過熱、変色、発錆、ゆるみ点検 4. 汚損異物附着の有無点検	○			○		
	蓄電器	1. 外観点検、油漏洩、汚損、音響点検 2. ブッシング等、汚損、発錆、ゆるみ点検、清掃 3. 接地線接続部の点検		○		○		○
	制御盤	1. 外観点検、表示灯確認取替 2. 計器指示測定記録 3. 盤外面清掃点検 4. 盤内各接続及び操作開閉器点検手入れ清掃	○					
	高圧母線	1. 外観点検、ハウジング取付及び各ボルトのゆるみ締付点検 2. 各接続部クランプ類の腐蝕損傷過熱点検 3. 支持ガイシ類支持物の腐蝕損傷変形汚損点検 4. その他点検整備 5. 1～4 項は、別途点検表を作成する。	○					○ ○ ○ ○
	整流器	1. 充放電電流、電圧測定記録 2. 各計器破損、汚損、指針動作、計器調査点検手入れ清掃 3. 各開閉器、遮断器等操作具合、発熱点検調査、変圧器整流回路発熱点検 4. 各機器点検清掃	○			○		○
	蓄電池	1. 電池の電圧比重温度測定記録 2. 各電池の電圧比重温度測定記録及び電解液補充を要する場合の補充 3. 液面沈澱物色相、極板色相婉曲隔離板端子のゆるみ、損傷点検 4. 各電池、電池室内清掃		○				○
	ケーブル	1. ヘッド接続箱、分岐箱などの接続部の過熱損傷腐蝕点検手入れ 2. ケーブル腐蝕、亀裂、損傷点検手入れ 3. 布設部無断掘削、標識その他工作物との隔離距離点検 4. 電動機等接続部及び引込部点検手入れ	○			○		○

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
	計器及びシーケース	1. 各計器の点検清掃 2. 各計器保護継電器、配線端子締付ゆるみ点検清掃 3. 制御用配線点検手入れ			○			
自家発電設備	三相交流発電機及び附属装置	1. 運転試験各機器動作状況点検設備 2. 各種保護継電器動作試験 3. 模擬停電試験立会 4. 発電機、発電機盤点検清掃手入れ 5. 運転及び試運転時における電圧、電流測定記録			○	○		月2回 月2回 年2回 月2回
	ディーゼル機関	1. 運転試験、各機器動作状況点検 2. 運転及び試運転における各所温度、音響、振動 3. 回転数電圧調整 4. 潤滑油補給及び入替 5. 各部清掃手入れ 6. 運転試験及び運転時における各種測定記録			○		○	
備	燃料および潤滑油ストレナー	1. 燃料ストレナーは、上部回転把手にて内部回転操作油漏れ締付、点検 2. 内部清掃、洗浄 3. 気泡点検	○					○
	燃料槽	1. 油槽、油量点検 2. 各部油漏れ点検、清掃		○				
	冷却水槽	1. 水量点検			○			
	燃料冷却水配管	1. 各バルブ配管漏油、漏水点検、修理 2. バルブ分解清掃フランジパッキング類整備 3. 配管外部及び付属器具類の清掃		○				○
	始動電源装置	1. 受変電整備の「整流器」「蓄電池」に準じて行う						
	避雷針ラジアルアース	1. 接地線避雷針の点検手入れ 2. 接地表示板点検手入れ 3. 接地抵抗測定					○	○
	動力配電盤制御盤	1. 外観点検、開閉器ブレーカー 盤内配線等過熱損傷、腐蝕、表示灯点検手入れ 2. 開閉器等端子接続部点検手入れ 3. 接地線、接続部点検手入れ 4. 盤内外清掃 5. 電流電圧測定	○		○			
低圧配線負荷設備	低圧電動機	1. 発熱、汚損、変色、音響、ボルトナットのゆるみ点検手入れ 2. 分解を要しないで点検できる内部コイル軸受、通風点検、端子接続部の点検、接地接続部点検		○				○
	電灯配電盤	1. 各端子接続部、接地線接続部点検 2. 表示灯点検各電流、電圧の確認 3. ノーヒューズブレーカー等開閉器類発熱、汚損、変色接続部締付部点検 4. 盤内外清掃点検	○		○			○
	電灯分電盤	1. 各開閉器ブレーカー 母線バー発熱損傷腐蝕点検 2. 盤内外点検手入清掃、電気室内清掃 3. 各端子接続部接地線接続部点検		○				○

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
	配 線	1. ケーブルは「受変電設備ケーブル」に準じて行う 2. 金属管接続部のゆるみ、アースボンドの損傷有無点検 3. 接続部の損傷、発熱、ゆるみ点検、手入れ				○		
	照明設備	1. 灯具取付状況破損、変形、異常音点検修理 2. ランプ照度低下、不点ランプの取替点検（不点ランプの取替を行う際は、LEDに交換すること。） 3. 点滅器取付状態損傷の有無、点滅動作、自動点滅時間、点検、調整、修理 4. リモコンスイッチ変圧器発熱、損傷点検、調整修理					○ ○ ○ ○	
	コンセント設備	1. 器具の取付状態、破損、損傷の点検、修理 2. 配線器具接続部ゆるみ点検及び故障、修理 3. コンセント受口からの不良配線の点検、撤去			○ ○		○ ○	
	その他	1. ヒューズ切れ等の場合は、原因調査の上、送電すること。 2. 衛生機器配線絶縁測定				○		
電 気 工 作 物 運 転 操 作	記録点検	常時監視盤にて監視し、運転操作は、保安規程に基づいて行う。  1. 電力需給記録 2. 蓄電池充放電記録、電池測定記録 3. 自家発電設備運転記録 4. 各種保守点検記録	○		○ ○ ○			月2回
	各室内清掃	各階電気室、自家発電機室内等、電気関係各室内の清掃整理					○	
	その他	1. 館内各階の機器点検修理を実施すること。 2. エレベーターの故障の表示又は連絡があった場合は、直ちに保安委託業者（日本エレベーター名古屋営業所）及び監督員に連絡すること。 3. 大会議室電気設備使用による操作及び拡声装置の調整、マイクロフォンの取付等を行うこと。 4. 各種機器の取替修理及び軽易な改修工事を行うこと。 5. その他点検、整備、改修修理等を行うこと。					○ ○ ○ ○	

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象	点 検 の 項 目	期 別					備 考
		日	週	月	年	随時	
電 気 時 計 設 備	水晶親時計	各部の清掃、各種機器点検調査		○			
	時報子時計	〃		○			
	自動調針装置	〃		○			
	子時計回線監視盤	1. 清掃点検調整		○			
	子時計	1. 整時			○		
	電 源	1. 整流器の点検清掃 2. 蓄電池の比重、液温、液量の測定			○ ○		
テ レ ビ 共 同 視 聴 設 備	呼出チャイム	1. 各部の点検調整 1式動作点検、各接続部の点検調整			○		
監 視 室 設 備	集中監視装置	1. 各部の清掃、点検調整 2. 総合点検調整			○	○	
放 送 設 備	マイクロホン 増幅器、その他	1. 各部の点検調整			○		
出 退 表 示 灯	リレー盤	1. 1式清掃、点検、調整			○		
火 災 報 知 機	主副受信機	1. 回線電圧の正常確認 2. 消火設備等の連動機能確認	○		○		
	感知機	1. 1式動作試験、点検、調整				○	
	発信機	1. 表示灯の点灯を確認 2. 押ボタン保護板、付属器具の機能点検 3. 電話連絡装置の機能確認		○	○ ○		
	電 鈴	1. 動作試験、点検、調整			○		
	配 線	1. 発信機押ボタンにより警戒区域の導通試験			○		
	電 源	1. 整流器、蓄電器、電圧の点検清掃			○		
	検 査	監督官庁の検査立会					○
そ の 他	1. 各機器点検中異常箇所を発見したときは、ただちに監督員に報告すること。 2. 火災報知機が作動した場合、消防計画に基づき行動すること。					○ ○	

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
ボ イ ラ 関 係	炉筒煙管式ボイラ	ボイラの運転保守管理については、ボイラ及び圧力容器安全規則の関係各項を遵守して事故発生防止の万全を期すること。						
		1. 水位の確認、水面測定装置の機能検査	○					
		2. 検査孔、掃除孔の水漏有無の確認	○					
		3. 缶水のブロー		○				
		4. 自動給水及び低水位遮断器作動点検	○					
		5. ボイラ及び附属機器の運転記録	○					
		6. 終業記録報告	○					
		7. 水面計装置、蒸気配管、弁等よりの蒸気漏れ有無の確認	○					
		8. 燃焼状態、プライミング、フォーミングキャリオバー注意	○					
		9. 給水装置状態の点検	○					
10. 各機器の機能点検	○							
11. 炉内バーナータイル、後部煙室キャスターの破損状態等点検		○						
12. 缶水のPH点検			○					
13. 煙管、管板の掃除			○					
14. 弁、銅管類のみがき			○					
15. 安全弁の作動点検				○				
16. 各自動機器機能点検掃除	○							
17. 光電管レンズみがき					○			
18. 外部及び附属具類、室内掃除					○			
							手動	
	押込送風機	1. 軸受温度、異常音点検 2. 潤滑油の補充、ベルト張り具合、摩耗点検、取替 3. 翼車の掃除、バランス点検 4. 発錆点検、錆のあるときは、錆落とし後塗装 5. 本体及び附属機具の掃除	○				○	
	オイルバーナー	1. 内外の掃除 2. 軸部への注油 3. アトマイジングカップの清掃 4. ダンパーの点検注油 5. 油配管系統の掃除 6. ギヤボックスへの注油 7. 計器の機能確認 8. 自動機器可動部及び絶縁部の掃除、点検 9. 平ベルトの点検調整 10. オイルストレーナの掃除 11. 油圧調節弁による油圧調整 12. 本体及び附属機具の掃除	○ ○ ○				○	
	着火装置	1. パイロットバーナの汚れ損傷の点検 2. 着火アーク火花発生状態点検 3. ブースターポンプ異常の有無点検 4. 配管等からのガス漏れ点検 5. 電磁弁の作動点検 6. 電気配線端子の異常の有無点検 7. 機器の掃除	○ ○ ○			○	○	
	ブースターポンプ	1. 供給ガス圧測定は請負者においてガス会社に連絡のうえ測定してもらうこと。 2. 機器の点検掃除				○	○	
	重油タンク	1. フロートにより油面点検 2. タンク内水抜き 3. 注入口内及びストレーナ掃除	○				○	



## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
サービスタンク	1. 油面点検 2. フロートスイッチ作動点検 3. 本体及び附属機具掃除みがき	○ ○ ○						
煤煙測定装置	1. 機械の調整及び手入れ	○				○	随時に入	
オイルギヤポンプ	1. グランドパッキンよりの油漏れ点検、修理 2. 軸受温度点検、異常音点検注意 3. グランドパッキン取替、内部機構点検、掃除、本体の掃除塗装 4. 軸受の摩耗点検 5. ギヤポンプと電動機のプーリーの芯ぐるい点検補修 6. ギヤポンプ及びバルブ交互運転	○ ○				○ ○		1ヶ月おき
還水槽	1. 水位、水漏れ点検 2. 本体附属機具掃除みがき 3. 内部の清掃	○	○				○	
ボイラ給水ポンプ及びインジェクタ	1. 吐出、吸入圧力点検記録 2. グランドよりの漏水点検補修 3. 軸受温度、軸受冷却水、潤滑油点検、異常音注意、補給(油) 4. カップリング緩衝ゴム点検 5. 交互運転、バルブ切替 6. グランドパッキン取替 7. 軸受の摩耗点検 8. インジェクターの試験給水 9. 本体及び附属機具の掃除みがき	○ ○ ○				○ ○ ○		
硬水軟化装置	1. 使用水量点検記録、バルブ等よりの水漏れ点検補修 2. 水質検査装置作動操作、水圧調査 3. 本体及び附属機具の掃除みがき 4. 再正作業	○	○				○ ○	
スチームヘッダー	1. バルブより蒸気漏れ点検、圧力計指針点検、誤差のある場合は、監督員の指示に従う。 2. スチームトラップ点検 3. ドレン抜き 4. バルブ開閉操作 5. 本体及び附属機具類の掃除 6. 性能検査の準備及び受験	○ ○ ○ ○	○				○	
上記関係配管	1. 各バルブ、配管等よりの水蒸気漏れ点検補修 2. 暖房期間終了後バルブステムグリス塗りバルブ作動整備 3. バルブ分解手入、掃除、フランジパッキン類整備、ストレーナー分解掃除 4. 蒸気トラップ分解清掃 5. 配管外部及び附属機具類の掃除みがき	○				○ ○ ○		
給湯用温水ボイラ	1. 一定時間毎に温水温度、水頭圧力電流測定記録 2. ガスバーナーの着火燃焼状態の点検調整 3. 起動停止の装置機能点検 4. 電気配線、端子の異常有無点検 5. 温水循環ポンプ騒音等の点検 6. 膨張タンクの水位及び電極棒の作動点検 7. 膨張タンクの掃除 8. 上記機械器具の掃除みがき、機械室内の清掃 9. 着火、電極棒の汚れ損傷点検 10. ガスバーナーノズル、風車の汚れ損傷の有無点検清掃	○ ○ ○				○ ○ ○ ○		

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
	休館中作業	1. ボイラ第一種圧力容器缶水排水乾燥保管、各缶共白熱電球100W2 個あて缶内へ入れ乾燥に勤めること、及び煙管煙導等の点検手入れ作業室内及び各機器計器等の掃除					○	状態により滴水保管も可、この場合は脱酸剤使用のこと
	上記関係操作盤	1. 作動試験点検調整補修は強電係員と協同して行うこと。 2. 自動機器類(山武製品)は専門管理の項に従う。	○				○	
	その他	1. 性能検査準備及び検査作業手助は、監督員の指示に従うこと。 2. ボイラ取扱に伴う事項で上記に記載なき場合でも監督員が必要と認めるときは、これに従い作業を行うこと。 3. 圧力容器の検査の準備 4. ボイラー缶につき、次のとおり薬品を缶水に注入すること。 ボイラー- 清缶剤 〃 脱酸剤				○	○ ○ ○	
冷 凍 関 係	吸収式冷凍機	1. 吸収式冷凍機の専門的管理点検整備は専門業者が実施する。(年3回) 2. 日常における運転保守管理については、下記事項により、実施するものとするが、故障等の場合は速やかに監督員に報告し作業を実施すること。				○	○	年3回
	循環ポンプ	1. 絶縁抵抗の測定 2. 一定時間毎に電圧電流等記録	○			○		
	抽気ポンプ	1. 油面の油量点検補充 2. 油の取替 3. ベルトの点検調整取替 4. 一定時間毎に真空度点検 5. 騒音振動の点検					○ ○ ○ ○ ○	
	発生器	1. 循環ポンプモーター冷却ラインに冷媒があるか確認する。 2. 一定時間毎に蒸気の圧力及び溶液出口温度を記録	○					
	凝縮器	1. 一定時間毎に凝縮温度及び冷却水出口温度を測定記録	○					
	吸収器	1. 一定時間毎に溶液出口温度及び冷却水入口温度を測定記録 2. 制御用三方弁の作動確認	○					
	蒸発器	1. 一定時間毎に冷水入口、出口温度測定記録する	○					
	冷却塔	1. 電流測定記録定格電流と比較確認 2. 騒音振動点検 3. 水の濁り及び水位の点検 4. PH 測定弱アルカリ性を保つこと。 5. 水皿の清掃及び水入替 6. ストレーナ分解掃除 7. ベルト点検調整取替 8. 水の吹出しノーズ清掃 9. 風車の回転状態点検 10. 水槽の清掃 11. レジオネラ菌属の測定	○ ○ ○		○		○ ○ ○ ○ ○	AM10とPM2  春秋年2回  半年に1回

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
	その他	1. 各機器類の清掃手入 2. 冷凍機運転期間中下記薬品を使用すること。 ・ 冷却水回路 スケール防止剤   スライム防止剤 ・ 冷水回路 スライム防止剤 防食剤			○			○ ○ ○
空 調 関 係	熱交換器	1. 温水出入口温度記録 2. 一次側二次側の蒸気圧力点検 3. スチームトラップの作動状態、点検補修 4. 安全弁作動確認 5. 温水圧力の点検最高使用圧力を超えていないか確認 6. 温水調節器指針点検 7. 本体及び附属器具の掃除	○ ○ ○ ○ ○		○			
	蓄熱槽	1. 槽内の清掃は、他に委託するが清掃には監督員の指示に従うこと。 2. 各ポンプのフードバルブ分解手入れ 3. 給水用電磁弁の作動点検 4. 警報装置の作動試験 5. 水のPHを測定し酸性にならないように注意すること。 6. 薬品投入			○ ○		○ ○ ○	
	空調用ポンプ関係 冷却水循環ポンプ 冷水二次循環用 ポンプ 温水循環用ポンプ ボイラ給水ポンプ 冷却温水循環 ポンプ	1. 吐出圧力、グラント、漏水点検増締め 2. 軸受温度、異常音等の点検 3. 電流測定記録定格電流との比較確認 4. オイル補給または更新 5. カップリング軸芯の点検補修 6. グラントパッキング摩耗点検取替 7. カップリング緩衝ゴム摩耗点検取替	○ ○ ○			○ ○ ○		AM10とPM2
	温水ヘッダー	1. 配管及びバルブのグラント漏水点検補修 2. 圧力計、温度計指針点検 3. ヘッダー本体の清掃	○ ○		○			
	膨張水槽	1. 水量点検、及び電極の作動点検 2. 警報装置の作動試験 3. 槽内のよごれ水点検清掃		○		○		
	電気昇温器	1. 本体の点検清掃 2. タンクの水抜き清掃等			○		○	
	上記関係配管	1. 各バルブ及び配管等の水漏れ点検補修 2. バルブその他の真鍮、砲金、銅類の磨き、各バルブの作動整備 3. ストレーナー 分解清掃及びフランジパッキング類整備	○		○		○	
	空調器	1. 温度、電流、測定記録 2. 風車のベルト点検調査、取替 3. 風車の回転状態異常音及び振動点検 4. 風車の軸受グリス補給及び翼車の掃除 5. フィンの汚れ点検掃除 6. フィルター汚れ点検取替及び洗浄 7. ストレーナー分解掃除 8. 加温装置点検補修ノズル掃除 9. ケーシング内外部掃除 10. 附属機器並びに機械室内の掃除	○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	AM10とPM2  春秋年2回 春秋年2回  春秋年2回

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象	点 検 の 項 目	期 別					備 考
		日	週	月	年	随時	
熱回収式ヒートポンプ	1. フィルター点検清掃 2. 電圧電流絶縁測定 3. ドレンパン清掃 4. 冷媒漏れ点検 5. 熱交換器点検洗浄 6. 自動機器テスト			○	○		春秋年2回
ファンコイルユニット	1. 送風機の点検 2. 冷温水コイルの点検掃除 3. ドレン受皿及びドレン管点検 4. エア- フィルター 点検掃除 5. 冷温水配管よりのエア- 抜き 6. 配管及びバルブ漏水点検補修			○		○	
給排風機	1. 電流測定記録定格電流との比較確認 2. 騒音振動の点検 3. 軸受の摩耗度点検 4. ケーシング及び電動機の掃除 5. プーリーの軸取付状態ベルト点検、調査取替 6. 防振材の点検	○				○	
給気ダクト	1. 各室吹出口の掃除及び風量調整 2. 防火ダンパー保温材、キャンバス等の点検補修 3. 新鮮空気入口ガラリ掃除 4. ダンパー調整				○	○	年4回
レタンダクト	1. 各階吸込口及び内部清掃 2. 防火ダンパー保温材点検清掃補修				○	○	補修は随時
排気ダクト	1. 吸込ガラリの清掃 2. 防火ダンパー保温材、キャンバス等の点検補修 3. ポリウムダンパー調整 4. 吹出ガラリ掃除				○	○	
外気処理	1. エレクトロローエアフィルターの巻取状態点検取替 2. 駆動装置点検補修 3. 電流測定記録 4. 器内の掃除	○	○			○	取替は巻取終了時  AM10とPM2 エレメントの洗浄 は5,000時間 ごと
全熱交換器	1. 駆動状態の点検(ベルトの伸び) 2. 電流測定記録 3. 減速機油入替及び軸受グリス補給 4. ロールフィルター の取替	○	○			○	AM10とPM2 4~6ヶ月ごと

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考	
			日	週	月	年	随時		
中 央 監 視 盤 関 係	衛生監視盤	1. 各ポンプの発停操作 2. 各ポンプ運転状態表示灯の監視 3. 各水槽満減表示の監視 4. 警報ベルのリセット(故障時) 5. デジタルカウンターによる流量積算状態監視記録	○				○	計4台分	
	空調監視盤	1. 空調動力の発停操作運転故障表示の監視 2. 表示灯の断線チェック取替 3. 蓄熱水槽の満減表示灯監視(冷房時) 4. 警報ブザーリセット	○				○	取替は随時	
	空調温度監視盤	1. 126点(負荷数)スキャニング装置により室温の操作監視 2. スキャニング表示灯のチェック取替 3. 警報ブザーリセット	○				○	AM10とPM2	
	熱源監視盤	1. 冷凍機2台の発停操作運転故障表示及びボイラ運転故障表示の監視 2. 故障表示灯のフリックブザー警報の監視リセット 3. 冷凍サイクル運転切替操作(冷房時) 4. 冷却水、蓄熱、冷温水各ポンプの発停操作 5. ボイラ運転操作は現場にて行う。 6. 各動力の電流監視記録 7. ボイラ水位指示は縦型TME液面指示計にて、監視 8. オイルタンク油量指示は、縦型TME指示計にて監視 9. ヘッダー蒸気圧力指示は、縦型TME指示計にて監視 10. グラフィックパネルのランプチェック 11. 監視盤内外清掃	○				○	○	
	空調現場盤	1. 1次ブレーカー入切の確認 2. 煤煙濃度監視	○						常時入
	点検記録報告	1. 別に定める様式により記録点検調整修理結果報告書を、監督員に毎日提出すること。	○						
	その他	1. 各機器等の点検中異常箇所を発見したときはただちに監督員に報告すること。					○		

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
給排水関係	井戸水中ポンプ	1. 揚水圧力、電流点検記録 2. 静水位、運転水位測定並びに締切運転テスト 3. 水質検査実施 4. ポンプ室内の排水及び清掃	○		○ ○		○	
	受水槽	1. 槽内のよごれ点検、フード弁作動点検 2. 警報装置作動テスト 3. 槽内清掃			○ ○		○	
	高置水槽	1. 槽内清掃 2. 警報装置作動テスト 3. 弁類からの水漏れ点検及び補修みがき			○	○		
	給湯ポンプ	1. 漏水等の点検 2. 軸受温度、異常音注意 3. 給湯温度点検記録 4. メカニカルパッキング点検 5. 軸受の摩耗点検 6. 本体及び附属器具の掃除みがき	○ ○ ○				○ ○	
	揚水ポンプ 消火栓ポンプ 滅菌装置	1. 吐出、吸込圧力、電流、音響、振動点検記録 2. 軸受温度、グラントよりの水漏れ 3. 潤滑油の点検、不足及び水が混入している場合は、取替補給 4. 電極棒汚損点検清掃 5. フード弁点検 6. グラントパッキン取替、カップリングゴム摩耗点検取替 7. 滅菌液補充、点滴調整、薬液漏れ点検補修 8. ポンプ室内の清掃 9. 附属器具類等の清掃みがき	○ ○	○			○ ○ ○ ○	取替は随時
	関係配管	1. つまり点検、水漏れ点検、保温材点検補修					○	
	厨房設備	1. ガス漏れ、水漏れ、排水状態、排気状態 2. 上記補修 3. 厨房グリスフィルター点検清掃					○ ○ ○	
	グリスピット	油脂厨房雑物沈積状態点検清掃は厨房に連絡のこと。		○				
	排水ます	1. 沈積物の状態、点検清掃					○	
	手洗い、洗面器具	1. 亀裂、ひび、取付のゆるみ 2. 水栓よりの水漏れ等修理 3. Uトラップのつまり修理 4. 水石鹸入れ容器点検修理					○ ○ ○ ○	
	大便器	1. 排水のつまり、水量調整、水漏れ点検修理					○	
	小便器	1. 排水のつまり、水漏れ点検修理					○	
	排水管	1. つまり、水漏れ修理					○	
水 栓	1. 水栓の状態点検、故障水栓取替、水栓パッキン取替					○		
ガス関係	ガスメーター	1. 総合使用量検針立会い、使用量計算及び記録			○			
	ガス湯沸器及びバランス風呂釜	1. 内外胴清掃 2. ガス漏れ点検、作動点検 3. パーナー、ノズル清掃補修 4. 給水、給湯バルブ取付作動状態点検及び修理			○ ○ ○ ○		○	修理は随時

## 運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随 時	
ガ ス 関 係	ガス湯沸器及び バランス風呂釜	5. 燃焼ラジエーターの状態点検清掃 6. 給水、給湯装置漏洩点検修理 7. 温度調節器及び湯温点検調整			○		○	修理は随時
	ガスコンロ	1. 点火装置ガス漏れ点検調整 2. 燃焼状態点検 3. 電池取替			○		○	月2回 月2回
	配 管	1. ガス漏れ点検			○			
	上記各機器 故障時 記 録	各入居団体から依頼のあった場合は、甲、乙協議 のうえ修理する。 点検整備記録、報告書を提出のこと。					○ ○	
消 防 用 設 備	消火ポンプ	1. ポンプ標準点検、注油 2. 始動試験、ポンプ標準整備	○				○	
	配 管	1. 漏洩点検補修	○					
	電気設備	1. 自動運転状態の確認	○					
	屋内消火栓	1. 常時使用可能状態の確認 2. 消火栓周囲の障害物除去 3. 消火栓類及び内部のバルブ、ホース、ノズルの 外観点検、送水、給水口金具外観点検 4. 起動装置の外観並びに作動点検 5. 水源の水量並びに補給水機能の点検 6. 放水試験 7. 表示灯の点検取替 8. 電気系統の点検修理	○ ○ ○		○ ○		○ ○	
	配 管	1. 漏洩点検補修					○	
	ハロゲン消火設備 記 録	1. 制御盤、電気関係、ポンベ清掃、点検整備記録 報告書を提出のこと。			○		○	年2回

## 別紙 3

### 清掃業務仕様書

岐阜県福祉・農業会館清掃業務は、本仕様書に従って実施するものとする。

#### 1 業務員の確保等

- (1) 指定管理者は、主任者を選任し、主任者は責任者として常に作業場に出勤し、業務の指導監督並びに現場監視を行い、清掃業務の完全遂行を期するものとする。
- (2) 指定管理者は、業務遂行に必要な業務員を配置し、清掃の疎漏、所定時間の遅滞等のないよう注意すること。
- (3) 指定管理者は、業務員に対して業務要領の研修及び清掃器具の使用等必要な訓練を十分に行い、業務中における建物備品等の損傷、事故の防止に努めること。

#### 2 業務の内容及び時間等

- (1) 業務の内容及び時間等は、この仕様書・別添業務要領及び清掃業務実施基準表に示すところにより実施すること。  
ただし、要領及び基準は作業の最低水準を示したもので、汚れのひどい箇所、日常頻繁に使用する箇所は、随時必要な清掃を行い、常に清潔な状態を維持するものとする。
- (2) 日常清掃業務は、原則として福祉・農業会館（以下「会館」という。）の開館日の午前8時00分から午後5時30分までに実施するものとする。
- (3) 定期清掃業務は、必要な箇所について、原則として年に1回入居団体等の勤務時間外または休日に実施するものとするが、ガラス清掃については事務に支障のないよう平日に実施すること。
- (4) 清掃業務を実施するにあたり、会館の管理運営に支障をきたすことがないように注意すること。

#### 3 清掃業務の条件

- (1) 清掃作業に要する機材、器具及び消耗品の経費は一切指定管理者の負担とする。
- (2) 業務実施が仕様書に示す内容に適合しないと県が認めた場合は、その業務の手直しを命ずることがある。この場合における費用は、指定管理者の負担とする。
- (3) 業務に使用する材料は、品質良好の製品を使用する。
- (4) 指定管理者は、清掃業務実施計画書を作成して県の承認を受けること。
- (5) 指定管理者は、業務員に作業中、一定の衣服・帽子・名札を着用させること。
- (6) 業務実施中は、特に火災等不慮の事故発生防止に留意し、引火性ガソリン・ベンジン等の使用は避けること。
- (7) 便所の石鹼液（手洗用）、トイレトペーパーは、指定管理者の負担とし、不足分を常に点検して補充すること。
- (8) 施設内塵芥運搬車は必要な箇所に配置し、その費用は指定管理者の負担とする。



- (9) 塵芥場外搬出業務（一般廃棄物処理）は、屋外ゴミ置場に集められたごみを搬出すること。この場合における費用は指定管理者の負担とする。
- (10) ねずみ・害鳥・害虫防除については、別紙「県有施設における病虫害等防除に関する基本方針」に基づいて実施すること。

## 別紙4 清掃業務要領

	作業名	作業方法
日 常 清 掃	1 掃き掃除、塵払い	動かし得る備品は移動して塵埃の飛散することの無いよう掃除機、モップ、毛ブラシを使用し、丁寧に清掃する。
	2 研磨作業	床は、電動研磨機を用いてポリッシングし、階段は乾いた布でポリッシングする。また階段の滑り止め金具は、必要に応じて特殊洗剤を用いて研磨する。
	3 空拭き清掃	階段手すり、消火器、掲示板、便所のタイル貼壁面等、電話端子、板、エレベーター塗装部分は柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは特殊洗剤にて研磨する。
	4 ドア掃除	塵埃を除去した後、乾いた布で空拭きする。また必要に応じて湯にした雑巾や洗剤等適切な方法により、手垢などの汚れを拭きとる。
	5 椅子の清掃	真空掃除機で吸塵する。
	6 屑箱の清掃	各階のエレベーターホールに配置してある塵箱は常時清掃のこと。
	7 紙屑、茶殻の処理	紙屑は、退館時職員が各事務室前の廊下に出すので、所定の場所へ処理する。湯沸かし室の茶殻は、ポリ袋に入れ替え処理する。
	8 壁面低所	廊下、リタングリル（換気孔）、エレベーター扉等の共用部分の壁面等については、常に鳥毛払い等で丁寧に払う。汚れた部分は、水又は専用洗剤を用いて拭く。
	9 トイレの清掃	<p>(1) トイレの床は水拭きして常に清潔にし、便器は洗剤で内側をよく洗い、周囲及び金属部は雑巾で水拭きする。便器内に汚水が詰まった場合は応急処置をして連絡すること。</p> <p>(2) トイレトペーパー、水石鹼は、毎日点検し不足分を補充する。</p> <p>(3) 女子便所の汚物は、毎日1回容器から取出し、所定の場所まで運び容器は水洗いすること。</p> <p>(4) 洗面台は、周辺部を含め雑巾で水拭きし、必要に応じて洗剤拭きをする。</p>

## 清掃業務要領

	作業名	作業方法
日 常 清 掃	10 浴室の清掃	床、壁面及び浴槽は水拭きして常に清潔にすること。
	11 湯沸室の清掃	湯沸器及び流し台は、随時水拭きし、常に清潔に保ち、茶殻等のゴミは毎日処理する。床は水拭きして常に清潔にすること。
	12 昇降機の清掃	エレベータ内壁は、毎日運転開始前に、掃き掃除のうえ空拭きすること。また必要に応じて特殊洗剤で磨くこと。 なお、エレベータ数は2基とする。
	13 玄関、出入口の清掃	玄関、出入口の床面は、毎日塵埃の掃き出しを行いモップで水拭きをして泥土等の汚れを落とす。
	14 建物外周、駐車場、通路等の清掃	(1) 掃き掃除及びゴミ・紙屑等の除去をし、案内板、標識板等の汚れを適切な方法で拭くこと。 (2) 敷地内排水溝については、スコップ等で泥上げし、ホースで水を流し、あげた泥は場外へ搬出して処分する。 (3) 降雪時には、その状況に応じて必要な箇所をスコップ等により除雪を行う。 (4) 発生する害虫に応じた、消毒を行うこと。
	15 ゴミの集積、搬出処理	各清掃箇所から収集したゴミは、紙屑（段ボール・古新聞を含む）・茶殻等の有機物、吸殻、ビニール等の化学物質、ガラス・金属・電池等の不燃物質等に分別し、指定する貯留所に置かれた容器内に集積する。また、各階から搬出されたゴミ等は屋外集積場に集めること。 なお、容器の内外は清潔を保ち、ねずみ、害虫、悪臭等の発生しないように常に注意すること。
	16 一般廃棄物処理業務	屋外集積場に集められたゴミを廃棄物処理場へ毎日1回運搬する。

## 清掃業務要領

	作業名	作業方法
定期 期 掃	1 カーペット	カーペット等は真空掃除機で、丁寧に吸塵し、カーペットを損傷しないように織り目に従って入念に清掃する。なお、汚点のあるときは、特殊洗剤にて除去する。
	2 床の研磨艶出し	移動し得る備品は移動させ、砂塵埃等は丁寧に掃き取った後に、中性洗剤を用い電動研磨機でむらなくブラッシングし、床の材質に適した良性のワックスをきれいなモップ、または布を用いて隅々まで塗布し、乾燥後電動研磨機、またはモップで艶出し仕上げする。
	3 天井の塵払い	鳥毛払、及びホームモップにて天井の隅々まで埃や、クモの巣等を丁寧に取り除く。
	4 塵払い	塵払いにて室内設備器具（時計、スピーカー等）備品、シャッター、ブラインド等の塵埃を除去する。
	5 照明器具の清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 取付灯具から電球、蛍光管およびグローを破損に注意し取り外す。</li> <li>(2) 笠の上部の塵埃を取り除く。</li> <li>(3) 反射板および取付具の水拭き（汚れの甚だしいときは、特殊洗剤で塗装が剥げないものを用いて清掃する。</li> <li>(4) 電球、蛍光管およびグローはよく水拭きした後に、乾いた布でよく拭き取る。</li> <li>(5) 取り外したのを順次復旧する。</li> <li>(6) 点灯を確認する。</li> <li>(7) 最後に取り付け時の汚れなどを拭く。</li> </ul>
	6 水平ブラインド清掃	特殊洗剤にて汚れを取った後、清水で拭く。
	7 縦型ブラインド清掃	埃払いしたうえ、特殊洗剤で汚れを取る。
	8 窓ガラス清掃	ガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。

別紙5 清掃業務実施基準表

区分 箇所	公 共 施 設						県の施設								
	玄関 ロビー ラウンジ	ポーチ	会議室 大1・小2	ステージ	研修室	ボランティア 室	事務室 (所長室)	食堂 学習室	厨 房	浴 室 (現ねん りんびっ く推進事 務局)	診察室・観察室・懇 談室 （現健康保 険組合連合 会、畜産協 会、県老連 ）	サント・ブレイム （現畜産 協会）・心理 検査室（現 産科技術士 会）・研修 室・診察室 2（現福祉 事業団）・ 会議室・相 談室（現福 祉事業団、 県栄養士 会）	洗濯室 (現ねん りんびっ く推進事 務局)	倉庫・ 更衣室	
作業内容 実施回数	塩ビ タイル	磁器 タイル	塩ビ タイル	フロー リング	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	磁器 タイル	磁器 タイル	カーベット	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	
面積 m <sup>2</sup>	185.91	19.35	319.83	42.30	124.83	17.40	348.1	60.00	27.00	14.245	78.00	418.15	18.755	90.975	
日 常 清 掃	床掃除(掃き掃除、塵払い)	1/日	1/日	1/日		1/日									
	床面の水拭き清掃		1/日		3/週										
	〃 (空拭き掃除)	1/日													
	ドア掃除														
	椅子清掃	1/日		1/日		1/日									
	灰皿・屑籠清掃	1/日		随時		随時	1/日	1/日	1/日			1/日	1/日		
	紙屑、灰皿、茶殻清掃														
	壁面低所の清掃	1/日	1/日		2/月										
	衛生陶器の清掃														
	トiletペーパー・石鹼液補充														
	便所汚物処理														
	鏡面拭き清掃														
	浴室の清掃														
湯沸室の清掃															
定 期 清 掃	カーベットの清掃										1/年				
	床面の洗剤による清掃	1/年	1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	
	床面の研磨	1/年		1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	
	床面のワックス仕上げ	1/年		1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	
	天井の塵払い	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	
	照明器具の清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	
	ブラインドの清掃	1/年		1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	
窓ガラスの清掃	1/年		1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年		

清掃業務実施基準表

作業内容 実施回数	区分	共用部分								管理施設				共通事項	
	箇所	廊下 階段	エレベ ーター (2基)	湯沸室	便所	休養室	事務 機械室	ホワイ エ	自転車 置場	電話 交換室	監視室	警備員 室	ビル管理 更衣室	会館 窓ガラス	建物外周 ・緑地帯 ・屋外 駐車場
	仕上材質	塩ビ タイル		磁器 タイル	磁器 タイル	畳	塩ビ タイル	塩ビ タイル	コンク リート	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル		
面積 m <sup>2</sup>	2351.34	13.49	43.20	395.50	232.57	122.13	99.27	65.31	21.70	24.80	21.86	8.31			
日 常 清 掃	床掃除(掃き掃除、塵払い)	1/日	1/日	1/日	1/日	3/週		1/日	1/日						
	床面の水拭き清掃			1/日	1/日	3/年									
	〃 (空拭き掃除)	1/日	1/日												
	ドア掃除		1/日												
	椅子清掃							1/日							
	灰皿・屑籠清掃	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日		1/日
	紙屑、灰皿、茶殻清掃			1/日											
	壁面低所の清掃	1/日	1/日												
	衛生陶器の清掃				1/日										
	トレットペーパー・石鹼液補充				随時										
	便所汚物処理				1/日										
	鏡面拭き清掃				1/日										
	浴室の清掃														
湯沸室の清掃			1/日												
定 期 清 掃	カーペットの清掃														
	床面の洗剤による清掃	1/年	1/年	1/年	1/年		1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年		
	床面の研磨	1/年	1/年				1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年		
	床面のワックス仕上げ	1/年	1/年				1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年		
	天井の塵払い	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年		
	照明器具の清掃	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年		
	ブラインドの清掃					1/年	1/年	1/年		1/年	1/年	1/年			
窓ガラスの清掃	1/年				1/年	1/年	1/年		1/年	1/年	1/年		1/年		

### 清掃業務実施基準表

区分	箇所	区分所有団体			行政財産使用				
		県産農業協同組合 連合会所有部分 (現在は他団体が 賃借し、使用) 3F	県土地改良事業団体 連合会所有部分 (現在は他団体が 賃借し、使用) 4F・5F	岐阜中央農業 共済組合 6F	福 社 会 館			農 業 会 館	
					団体事務室 (役員室含) 2~7F	倉庫 2~7F	事務機械 室	団体事務室 (役員室含) 2~7F	倉庫 2~7F
作業内容	仕上材質	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル		塩ビ タイル	塩ビ タイル
実施回数	面積 m <sup>2</sup>	297.23	1084.23	542.11	1665.71	252.795	55.88	337.600	53.58
日 常 清 掃	床掃除(掃き掃除、塵払い)						随時		
	床面の水拭き清掃								
	〃 (空拭き掃除)								
	ドア掃除								
	椅子清掃								
	灰皿・屑籠清掃	1/日	1/日	1/日	1/日			1/日	
	紙屑、灰皿、茶殻清掃								
	壁面低所の清掃								
	衛生陶器の清掃								
	トイレトーパー・石鹼液補充								
	便所汚物処理								
	鏡面拭き清掃								
	浴室の清掃								
	湯沸室の清掃								
定 期 清 掃	カーペットの清掃								
	床面の洗剤による清掃	1/年	1/年	1/年	1/年			1/年	
	床面の研磨	1/年	1/年	1/年	1/年			1/年	
	床面のワックス仕上げ	1/年	1/年	1/年	1/年			1/年	
	天井の塵払い	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年
	照明器具の清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年
	ブラインドの清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年
	窓ガラスの清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年

## 別紙 6

### 県有施設における病虫害等防除に関する基本方針

#### 【趣旨】

農薬、殺虫剤等の薬剤は、病虫害等の防除においては有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県庁をはじめとした県有施設が率先して病虫害等防除時に、できる限り薬剤を使用しない方法を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本方針を定める。

#### 【基本方針】

県有施設においては、病虫害等の生息状況に関わらず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないものとする。

#### 1 発生の予防

日頃から病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

#### 2 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ生息状況調査等により、その発生状況を早期に把握するものとする。

#### 3 薬剤を使用しない防除

病虫害等の発生が確認され、防除が必要とされた場合には、薬剤を使用しない方法を検討し、できる限り薬剤を使用しない方法で防除を実施するものとする。

#### 4 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。

(2) 適切な薬剤を使用すること。

ア 農薬は、適用作物、防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

(3) やむを得ず散布する場合であっても、散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。

(4) 使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

#### 5 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤使用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項を周知する。また、やむを得ず散布する場合は、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもが多く利用する施設やその周辺では十分配慮する。

#### 6 記録、保存

生息状況調査の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存する。

#### 7 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、委託業者と十分打ち合わせる。

#### 8 マニュアルの策定

病虫害等の防除に係る具体的事項については、各施設管理者が別にマニュアルを策定するものとする。



9 研修の実施

この基本方針を周知させるため、研修を実施するものとする。

10 基本方針の適用

この方針は、平成20年4月1日から適用する。

## 県有施設における病害虫等防除に関する基本方針（解説編）

### 【趣旨】

農薬、殺虫剤等の薬剤は、病害虫等の防除においては有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県庁をはじめとした県有施設が率先して病害虫等防除時に、できる限り薬剤を使用しない方法を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本方針を定める。

### 【基本方針】

県有施設においては、病害虫等の生息状況に関わらず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないものとする。

#### ○県有施設

県が所有又は管理する施設で、一体的に管理する建物周辺の樹木及び植栽等を含む。

#### ○病害虫等

病害虫（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、雑草、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）、人の健康を損なう恐れのある昆虫（スズメバチ等）及びねずみのことをいう。

#### ○一律に薬剤を使用する

生息状況調査等を実施しないで薬剤を使用すること。生息状況調査を行ってもその結果に基づかずに薬剤を使用すること。生息状況調査に関わらず定期的に薬剤を使用すること。

#### ○薬剤

農薬（農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病害虫及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。農薬 取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けたもの）、殺虫剤（主に建物内部で使用される衛生害虫又は不快害虫を防除するもので農薬を除く）、殺そ剤（主に建物内部で使用されるねずみを防除するもので農薬を除く）のことをいう。

### 1 発生の予防

日頃から病害虫等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

#### ○病害虫等が発生しにくい環境づくり

＜建物での例＞

- ・清掃により、害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。雨水がたまらない工夫をする。
- ・外部からの侵入経路を絶つ。

＜樹木等での例＞

- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。
- ・病害虫等の越冬場所や伝染源となる落ち葉、枯れ葉や被害を受けた部分を処分する。

### 2 生息状況の確認

病害虫等の防除にあたっては、あらかじめ生息状況調査等により、その発生状況を早期に把握するものとする。

#### ○生息状況調査等

生息調査結果に基づき目標水準を設定し、対策の目標を定める。  
許容限度内であれば、必ずしも防除を必要としない。

<建物での例>

- ・衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

<樹木等での例>

- ・発生しやすい病虫害の種類や過去の病虫害等の発生状況を参考に、発生状況や被害の状況を調査する。

### 3 薬剤を使用しない防除

病虫害等の発生が確認され、防除が必要とされた場合には、薬剤を使用しない方法を検討し、できる限り薬剤を使用しない方法で防除を実施するものとする。

#### ○薬剤を使用しない方法

<建物での例>

- ・捕殺、わなや忌避装置の使用、侵入防止措置

<樹木等での例>

- ・捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、雑草の抜き取りや刈り取り

### 4 薬剤の使用方法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

- (1) 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。
- (2) 適切な薬剤を使用すること。
  - ア 農薬は、適用作物、防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬とする。
  - イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。
- (3) やむを得ず散布する場合であっても、散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。
- (4) 使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

#### ○やむを得ず薬剤を使用

薬剤を使用するかしないかの判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して施設管理者が判断するものとする。日常的に乳幼児がいる区域については、薬剤による処理は避ける。

なお、内分泌かく乱作用が認められた物質を成分とする農薬や毒性の強い農薬については、できる限り使用しないよう努める。

#### ○誘殺、塗布など散布以外の方法

<建物での例>

- ・誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

<樹木等での例>

- ・誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入

#### ○登録農薬

登録農薬には、「農林水産省登録第〇〇〇号」と表示されている。駐車場や空き地など植物のない場所の雑草を防除する場合にも登録農薬を使用するよう努める。

#### ○必要最小限

ラベル等記載の使用方法（希釈倍率、使用量、使用回数等）を守る。被害箇所の的確な把握により最小範囲の使用にとどめる。

#### ○使用方法、使用上の注意事項

これまでに知見のない農薬の組合せによる、現地での混用は行わない。特に有機リ

ン系農薬同士の混用は行わない。

食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食・接触防止を図る。

## 5 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤使用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項を周知する。またやむを得ず散布する場合は、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもが多く利用する施設やその周辺では十分配慮する。

### ○周知

施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。

人が立ち入る可能性があるところは立て看板などを利用する。

事前事後の周知は少なくとも3日以上とする。

### ○飛散防止

<建物の例>

- ・散布中はノズルの向きに注意する。
- ・食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置をとる
- ・作業後は必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

<樹木での例>

- ・風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きに注意する。
- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用する。

### ○子どもが多く利用する施設やその周辺

学校、図書館、児童福祉施設等の施設や通学路などをいう。

### ○十分配慮

- ・保護者や関係施設などに周知する。
- ・子どもが散布場所に近づかない時期、時間帯に実施する。
- ・看板やバリケード、ロープなどにより、散布の実施中や実施後に子どもにもわかりやすく知らせる。

## 6 記録・保存

生息状況調査の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存する。

### ○記録・保存

病害虫等の発生状況、対策の目標、防除作業の日時、使用薬剤に関する事項（種類、名称、希釈倍率、単位面積あたりの使用量）、作業場所、使用した樹木等の名称、作業方法、結果の評価等を記録し、一定期間（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」では「5年間」、「岐阜県農薬安全使用に係る指針」では、「3年程度」）保存しておく。

なお、防除結果の評価を行い、目標水準に達成していない場合は再度防除を行う。

## 7 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、委託業者と十分に打ち合わせる。

### ○業務委託

建物内の防除にあつては、委託業者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定により「建築物ねずみ、昆虫等防除業」の知事登録を受けた者とする。

○**必要事項を仕様書に記載**

防除業者に基本方針の内容を十分に周知するため、必要事項を仕様書に記載したり特記仕様書を作成する。

○**委託業者と十分に打ち合わせる**

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

8 マニュアルの策定

病虫害等の防除に係る具体的事項については、各施設管理者が別にマニュアルを策定するものとする。

○**病虫害防除にかかる具体的事項**

生息状況調査の方法、実施頻度、目標水準、薬剤を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書例など

○**マニュアルを策定**

各施設の実情に応じて作成する。

9 研修の実施

この基本方針を周知させるため、研修を実施するものとする。

○**研修**

施設管理者や防除作業員等を対象に、この基本方針の内容を周知徹底するための研修を行う。

10 基本方針の適用

この方針は、平成20年4月1日から適用する

## 別紙 7

### 保安警備業務等実施要領

#### 1 警備業務人員及び勤務時間

項目	曜日等	時間区分	人員
平日業務	月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	1 人 2 人
休日業務	休館日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	2 人 2 人

#### 2 通常業務

(1) 警備員室に常駐し、次の業務を行うものとする。

(平日の日中、警備員が巡回業務を行うため常駐できない間は、他の会館スタッフが警備員室に常駐する。)

- ア 不審者の発見、侵入阻止
- イ 来館者の案内対応
- ウ 障害者の案内・誘導
- エ 建物出入扉等の開閉
- オ 出入者と出入業者及びそれに伴う資材、機器等の搬出入の監視
- カ 時間外出入者名簿の記入確認
- キ 電信、郵便物、伝言等の受理
- ク 各種警報装置の監視及び操作
- ケ 夜間電話の対応及び記録
- コ 必要箇所への連絡及び緊急連絡先への通報
- サ 日誌の作成
- シ 鍵の保管
- ス 遺失物、拾得物の一時保管
- セ その他警備上必要な事項
- ソ 目的外駐車 of 監視、排除
- タ 時間外における侵入車確認及び諸出入口の施錠
- チ 国旗等の掲揚及び降納（休館日及び雨天を除く。）
- ツ 台風等異常気象時の予防措置及び事後処理
- テ 自動体外式除細動器（AED）の日常点検

#### 3 巡回業務

(1) 福祉・農業会館、会館敷地及び駐車場の巡回業務を、定時巡回・随時巡回に区分し昼夜間において行うものとする。

- ア 定時巡回 6回（午前 6 時、午前 8 時、午前 10 時 30 分、午後 3 時  
午後 6 時、午後 10 時）
- イ 随時巡回 勤務時間外の鍵の返納のあったとき及びその他必要と認める都度

(2) 定時巡回基本ルート

ア 館内

警備室	→	売店	→	東側EVで高層棟7階	→
東階段で4階まで	→	高層棟東階段で高層棟・低層棟3階から1階まで			→
警備室					

イ 館外

警備室	→	福社会館玄関	→	高層棟東側	→
低層棟東側	→	低層棟南側	→	低層棟西側	→
高層棟西側	→	農業会館玄関	→	車庫・駐車場	→
警備室					

(3) 巡回中は次の業務を行うものとする。

- ア 建物内外の火気点検確認及び異常時の緊急措置
- イ 退室後の建物内各階、各室の施錠確認
- ウ 水道、ガスの閉塞状況の確認
- エ 各階不用箇所消灯
- オ 電気機器の確認
- カ 湯沸室の点検
- キ 不法侵入者、不退去者の発見及び阻止
- ク 自転車置場のシャッターの開閉

4 駐車場整理業務

混雑時等においては、適宜、駐車場整理を行い、混雑の緩和、安全確保に努める。

5 緊急事態の処理

(1) 火災の場合

- ア 火災箇所の確認
- イ 消防署への通報
- ウ 在館者の避難誘導
- エ 消火器・消火栓等による初期消火
- オ 防火管理組織に基づく連絡、報告、指示
- カ 消防隊の誘導

(2) 地震の場合

- ア 在館者の避難誘導、保護
- イ エレベーターの緊急停止状況の確認と乗客の救助
- ウ 関係官庁への連絡
- エ 在館者等における転倒の有無の確認と保護
- オ 出火、ガス漏れなどの有無の確認と処置

(3) 盗難等の場合

- ア 不法侵入者の確認
- イ 人相、着衣、年齢、身長等の特徴把握
- ウ 会館内の逃走経路の把握
- エ 警察署、県庁健康福祉部健康福祉政策課への連絡

6 その他警備に必要な事項

- (1) 警備従事者が次の勤務者と交代するときは、警備業務を適正に遂行するために必要な事項を次の勤務者に確実に引き継ぐこと。
- (2) 警備業務実施にあたり、疑義が生じたときは、必要に応じ県と協議して定めるものとする。

7 補足事項

(1) マスターキー

マスターキーは、極めて重要であるから巡回警備の管理以外に使用しないものとし、貸出は一切禁止する。保管についても十分留意するとともに引き継ぎは警備日誌により確実に行うこと。

(2) 鍵の受渡し

- ア 各入居団体の鍵は所属職員であることを確認し、鍵貸出簿に所属、氏名、借用時刻を記入させてから貸出すこと。
- イ 各会議室の鍵は、会議室使用承認があったものについてのみ、鍵貸出簿に所属、氏名、時刻を記入させてから貸出すこと。
- ウ 各事務機械室の鍵は入居団体の職員であることを確認し、鍵貸出簿に所属、氏名時刻を記入させてから貸出すこと。
- エ その他の鍵は、必要に応じて上記に準じて貸出すこと。
- オ 鍵の返納があったときは、鍵貸出簿に所属、氏名、返納時刻を記入させ、鍵は警備集中監視装置の指定の場所に挿入すること。

(3) 巡回警備

- ア 巡回に当たっては、特に火気、消灯、施錠等を確認し、火気、盗難の予防に留意すること。
- イ 空調、衛生、電気、ガス、水道設備に十分留意し、異常を発見したときは、応急の措置をとるととも施設管理責任者（館長）に通報すること。

(4) 機械警備

- ア 警備機械の集中監視により異常警報の表示が出た場合は、現場に急行し実態を調査し、異常事態を確認したときは直ちに適宜の措置を講ずること。
- イ 火災報知器が作動したときは、現場に急行し、実態を調査し、出火を確認したときは、応急の措置を取るととも関係者へ通報すること。



(5) 門扉の開閉時期

玄関及び構内出入口の開閉時刻は原則として次のとおりとする。

日時 場所		平 日		休 日	
		開 扉	閉 扉	開 扉	閉 扉
玄関	福	6:00	22:00	6:00	22:00
	農	6:00	18:30	—	—

(6) 受付案内

来館者の受付案内業務は懇切丁寧に行い、特に老人、身体障害者等に対する事故防止に万全を期すること。

(7) 時間外における電話の受信

電話を受信したときは、その内容により事務室等へ転送、記録、伝言、通報等適宜の措置を講ずること。

(8) 報告、連絡先の指定

次の事態が発生した場合は、施設管理責任者（館長）に電話又は口頭で緊急連絡を行うこと。

- ① 気象通報の発令
- ② 災害の発生
- ③ 会館における事故
- ④ その他緊急を要するとき

(9) 郵便物の取扱い

ア 勤務時間内に到達したもの

- ① 書留、配達証明、内容証明、特別送達に郵便物及び電報を受領したときは、「書留取扱簿」「電報取扱簿」に記入し名宛人に連絡し、本人又はその代理人の受領印を押印し、直接に渡すこと。  
受領すべき者が不在の場合は、鍵のかかる引き出しに保管し、下記イのように処理する。
- ② ①以外の小包・小荷物・使送便などは、警備員にて受領し、帳簿に記載した上、直ちに各団体に連絡して渡すこと。
- ③ 上記以外の普通郵便については、各団体の文書受箱へ仕分けて連絡をする。

イ 勤務時間外に到達したもの

書留・配達証明・内容証明・特別送達による郵便物及び電報はそれぞれの取扱簿に記入して、確実に保管の上、翌朝速やかに名宛人に配布する。  
ただし、急を要する電報については、直ちに名宛人へ連絡し対処する。

(10) 旗の掲揚と降納

毎日(休館日及び雨天の場合を除く)午前8時、玄関前に国旗等を掲揚し、午後

6時に降納すること。

(11) 自動体外式除細動器 (AED) の日常点検

毎日、会館に設置されている自動体外除細動器 (AED) の点検を行い、点検結果を警備日誌に記録する。

【参考】1日のスケジュール

時刻	業務場所	定例業務（臨時、緊急を除く。）の概要
6:00	館内・外 新聞（朝刊）配分 福社会館・農業会館 玄関扉	基本ルート定時巡回①  オープン
7:00	警備員室	機械警戒 スイッチOFF 出勤者の都度廊下等の電気を点灯
8:00	国旗 車庫シャッター 館内・外	掲揚 オープン 定時巡回②
8:30	警備員室 会館事務所	外線電話を交換に切り替え 警備日報報告
10:00	警備室	郵便業務
10:30	館内・外	定時巡回③
15:00	館内・外	定時巡回④
16:00	新聞（夕刊）配分	
17:30	警備員室	外線電話の受付
18:00	館内・外 国旗 車庫シャッター 警備室前	定時巡回⑤（高層棟・低層棟ガス栓OFF） 下げる 施錠（残業があるときは片側のみ） 時間外入退館者に、記帳ノート記入を開始
18:30	農業会館玄関扉	施錠
22:00	福社会館玄関扉 館内・外 警備員室	施錠 定時巡回⑥ 機械警戒 スイッチON

## 別紙 8

### 緑地管理業務実施要領

岐阜県福祉・農業会館の植栽管理は、本仕様書に従って実施するものとする。

#### 1 業務対象範囲

岐阜県福祉・農業会館

- |             |      |
|-------------|------|
| (1) 高木      | 52本  |
| (2) つる植物    | 4本   |
| (3) 低木（寄植え） | 266㎡ |
| (5) 生垣      | 180m |
| (6) 芝生      | 580㎡ |
| (7) プレイゾーン  | 510㎡ |

#### 2 業務の内容

##### (1) 芝生管理業務

- ・芝刈 1, 740㎡（年3回実施分）
- ・施肥 580㎡（年1回実施分）
- ・防除 1, 160㎡（年2回実施分）

※芝生管理については、芝の生長を見て作業実施のこと。

- ・プレイゾーン管理工（草刈り） 1, 530㎡（年3回実施分）

※プレイゾーン他の芝生地については、年3回程度の草刈りを実施する。

##### (2) 樹木管理業務

###### ア 樹木剪定業務

- ・高木剪定 52本（年1回実施分）  
※マツ・イチョウ等の剪定を年1回程度実施する。
- ・ツル植物 8本（年2回実施分）  
※フジの剪定を年2回程度実施する。
- ・低木寄植え剪定 532㎡（年2回実施分）  
※全量を対象とし、2回実施する。
- ・生垣刈込（1m内外） 180m（年1回実施分）  
※全量を対象とし、1回刈り込み作業を実施する。

###### イ 除草工

- ・低木（寄植え）除草工 266㎡（年1回実施分）  
※低木の植え込みに対し、年1回程度の抜根除草を実施する。実施に当たっては、時期を考慮すること、地上茎のあるものについては、それらを残さないように注意すること。雑草だけでなく、植え込み内の芝生も除去すること。

###### ウ 防除工

- ・高木（ツル含む、シロは除外） 112本（年2回実施分）
- ・低木（寄植え） 532㎡（年2回実施分）
- ・生垣（1m内外） 720㎡（年2回実施分）

※樹木の全量に対し、年2回程度の薬剤散布を行う。別紙「県有施設における病虫害防除等に関する基本方針」に基づき、実施すること。

また、実施に当たっては、現地をよく観察して病虫害の発生に留意し、作業員及び周辺地域への安全を十分確保、考慮の上実施するものとする。

### (3) その他

#### ア 環境整備工

※県からの指示、もしくは指定管理者からの発案により実施される作業。仕様書で補いきれない内容を実施するためのもの。福祉・農業会館の灌水、折損枝・折損木の処理等が含まれる。

#### イ 木くず等の処分

樹木剪定、除草、芝刈等で発生した木くず、刈草等は、乾燥防止、樹林地育成のため、敷地内のマルチングに使用し、土壌還元を行うものとする。ただし、倒木等の幹など、マルチングに不適なものや、一度に大量に発生し、区域内での処理が困難な場合は、中間処理施設へ搬入し処理すること。なお、利用する処理施設の産業廃棄物処理業の許可の写しを添付すること。また、処理量の実績報告書にマニフェストを添付し提出のこと。

#### ウ その他

上記作業は、標準的な基準を示すものであるが、春・夏季（4～10月）は月に2～3回、秋・冬季（11～3月）は、月に1回程度見回りをを行い、必要に応じて作業を実施するとともに、植栽管理上の助言を行い、施設植栽の維持向上に努めること。

### 3 従事者の確保等

- (1) 指定管理者は、業務遂行にあたり、当業務についての知識及び経験豊かな業務員を配置し、その指示により業務を適切に遂行すること。
- (2) 業務に要する機材、器具及び消耗品（1年生草苗、農薬、肥料含む）の経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (3) 指定管理者は、速やかに現場責任者の選任を行い、「業務実施要領」「工程表」を作成し、県の承認を得ること。
- (4) 前記(3)に基づき、指定管理者は業務完了後速やかに「業務完了報告書」を提出し、検査を受けなければならない。

### 4 作業に当たっての留意事項

- (1) 業務実施時間及び業務実施日については、それぞれ協議のうえ決定する。
- (2) 作業終了後は、速やかに後かたづけ及び清掃を行い、剪定等により出た廃棄物については、適正な処理を行うこと。
- (3) 指定管理者は作業実施にあたって、県及び他の施設関係者、委託業者と十分な連絡調整を図ること
- (4) 業務内容が仕様書に適合しないとして、県が当該業務の手直しを命じた場合の経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (5) 指定管理者の管理不備により施設、植栽等に損傷、枯死等が生じた場合は、指定管理者の費用で直ち復旧すること。
- (6) 指定管理者は、業務実施にあたり安全第一を旨とすること。特に高所作業にあたっては、利用者及び作業従事者に事故の無いよう、充分配慮すること。
- (7) 業務遂行に要する光熱水及び電話の費用は無償とする。ただし、節約に努めること。
- (8) その他県が必要と認めた事項については、別途指示を行う。

## 岐阜県福祉・農業会館駐車場位置図



### 駐車可能台数

来館者用(会館敷地内)	107台
職員・来館者用	307台
(北、西-1、西-2、南-1、南-2:うち借地 152台)	
合計	414台

## 別紙 10

### 電気工作物・自家発電設備保守点検・保安業務仕様書

電気工作物・自家発電設備保守点検・保安業務は、本仕様書に基づき、一定の保守水準を保ち実施するものとする。

#### ①対象設備

##### 1 電力需要契約

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| (1) 契約種別 | 業務用電力                  |
| (2) 契約電力 | 全日電力量＝（平成29年4月実績418KW） |
| (3) 電気方式 | 交流3相3線式 60Hz           |
| (4) 受電電圧 | 6,600V                 |
| (5) 受電方式 | 1回線受電（本線）              |
| (6) 設備容量 | 750kVA 屋内キュービクル        |

##### 2 電気設備1 (強電)

- |                 |                          |    |
|-----------------|--------------------------|----|
| (1) 断路器         | 7.2kV 400A               | 2  |
|                 | 7.2kV 200A               |    |
| (2) 避雷器         | 8.4kV                    | 1  |
| (3) 計器用変圧器      | 一次ヒューズ付                  | 1  |
| (4) 極小油量遮断器     | 7.2kV 400A               | 4  |
| (5) 双投切替開閉器     | 3P DT 300A MGC           | 1  |
| (6) MOF         | 電力会社支給品                  | 1  |
| (7) 計器用変流器      | モールド型                    | 16 |
| (8) 継電器         | 静止型                      | 9  |
| (9) 零相変流器       | モールド型                    | 1  |
| (10) コンデンサ      |                          |    |
| ア               | 6.6kVA 100kVA            | 1  |
| イ               | 6.6kVA 50kVA             | 1  |
| (11) フェーズ付負荷開閉器 | 7.2kV 200A               | 2  |
| (12) 単相油入変圧器    |                          |    |
| ア               | 1φ 150kVA 6,600/210-105V | 1  |
| イ               | 1φ 100kVA 6,600/210-105V | 1  |

(13) 三相油入変圧器							
ア	3φ	300kVA	6,600/210V				1
イ	3φ	200kVA	6,600/210V				1
(14) 低圧配電盤							4
(15) 電力監視盤							2
(16) 自家発電設備							1
ZX-150FC	発動機・制御盤・エンジン・始動用直流電源装置						
自動始動発電機		150kVA					
ディーゼル発電機	3φ	210V	1φ	100V			
燃料：軽油	燃料槽	390リットル					
(17) 直流電源装置							1
サイリスタ式整流器	・400AH						
据置鉛蓄電池	54セル	HS-400E					
(18) 低電圧盤							
分電盤（電灯、コンセント用等）							14
動力制御盤（空調機、エレベータ用等）							17
(19) 避雷針設備							1
避雷針	2						
接地極	銅版	1.5t×600×600	3	避雷導線	2.0×19VE（28）		

## ②点検内容

### ア 高圧受変電設備（年1回）

#### （ア）高圧電力機器設備

##### 共通事項

外観点検、各ボルトの緩み、機器取付部の点検、増し締め、清掃、絶縁抵抗測定

- 1 引込線ケーブル
- 2 配線
- 3 断路器
- 4 高圧進相コンデンサ
- 5 変圧器
- 6 配電盤、配電盤計器
- 7 気中負荷開閉器
- 8 避雷器
- 9 計器用変成器
- 10 母線
- 11 保護継電器
- 12 漏電警報器
- 13 接地線

14 真空遮断器

15 負荷開閉器

(イ) 配線設備

共通事項

外観点検、各ボルトの緩み、機器取付部の点検、増し締め、清掃

1 低圧動力配電盤

2 動力制御盤

3 低圧電灯配電盤

4 電灯用分電盤

5 ポンプ、空調機

イ 自家発電設備

機能点検 (年1回)

総合点検 (年1回)



## 別紙 1 1

## 消防設備等点検業務一覧表

設 備 名	数 量	点検期	備 考
岐阜県福祉・農業会館			
①屋内消火栓設備		機能点検1回	
電動機・ポンプ	1	総合点検1回	
消火栓	21		
②誘導灯及び誘導標識設備		機能点検1回	
誘導灯 大型	28	総合点検1回	
中型	17		
室内通路	8		
廊下通路	17		
③消火器具		機能点検1回	
粉末ABC10型消火器	52	総合点検1回	
粉末ABC20型消火器	4		
粉末ABC50型消火器	4		
④連結送水管設備		機能点検1回	
北玄関（東側）	1	総合点検1回	
放水用器具格納倉庫内	11		
⑤ハロゲン化物消火設備		機能点検1回	
機械室用	1	総合点検1回	ガスボンベ7本、起動用ガス1本
⑥避難梯子救助袋		機能点検1回	
固定式梯子	10	総合点検1回	3～7階各2個
吊下式梯子	2		2階
避難袋	1		5階

## 別紙 1 2

## 自動火災報知設備等点検整備業務一覧表

設 備 名	数 量	点検期	備 考
岐阜県福祉・農業会館			
①自動火災報知設備		機能点検1回	
受信機	1	総合点検1回	能美防災（株）FAM-174
差動式空気管式感知器	2		
差動式スポット型感知器	273		
定温式スポット型感知器	42		
光電式スポット型感知器	48		
発信器（P型1級）	24		
常用電源	一式		
予備電源	一式		
②非常警報（放送）器具	1	機能点検1回	
非常警報器具	一式	総合点検1回	東亜特殊電気（株）F-S-761
常用電源	一式		
非常電源			
③排煙設備	1	機能点検1回	
連動制御器	3	総合点検1回	自動火災報知設備受信機に含まれる
防火シャッター	54		
防火扉	80		
防火ダンパー	11		
防煙垂れ壁	一式		
常用電源	一式		
非常電源			

## 別紙 13

### 冷凍機保守点検業務仕様書

岐阜県福祉・農業会館冷凍機保守点検業務は本仕様書に基づき、一定の水準を保ち実施するものとする。

#### 1 対象設備

吸収式冷凍機	AUS230F	2基	(ダイキン工業(株)製)
冷房能力	200USRT		
冷水流量	120m <sup>3</sup> /h	温度	6～11℃
冷却水流量	200m <sup>3</sup> /h		32℃～39.4℃
加熱熱源種類	STEAM	使用量	1,600kg/h
		圧力	1.2kg/cm <sup>2</sup> G
電源	3Φ	200V	

#### 2 実施回数

年3回(冷房開始前、運転期間中、冷房終了後)

#### 3 実施内容

##### (1) 冷房開始前の保守点検(年1回)

- ア 外観検査
- イ 電気系統の確認
- ウ 付帯設備の確認
- エ 抽気関係点検
- オ 電気回路の点検
- カ 吸収液サンプリング
- キ 運転調整

##### (2) 運転期間中の点検(年1回)

- ア 外観検査
- イ 電気系統の確認
- ウ 抽気関係の確認
- エ 液関係の確認
- オ 運転条件の確認
- カ 運転調整

##### (3) 冷房終了後の点検(年1回)

- ア 外観検査
- イ 抽気関係点検
- ウ 電気系統の確認
- エ 冷却水系の確認
- オ 定期交換部品の点検
- カ 吸収液ポンプ点検
- キ 冷媒ポンプ点検
- ク 窒素ガス封入
- ケ 吸収器、凝縮器、冷却管ブラシ洗浄

#### 4 故障時の対応

不時の故障などの場合は速やかに技術員を派遣し適切な処置を行う。

#### 5 その他

点検終了後、報告書を提出すること。

## 別紙 1 4

空調自動制御機器保守点検業務一覧表

系統	機器名	型番	点検内容	備考
AC1 4-8 各階 空調機 (6セット)	温度検出器	L7033A	塵埃の除去、感温部の抵抗値の確認。	
	温度調節器	W857A	リレ接点の清掃、設定、比例帯の確認及び 実際温度との比較、校正、動作点検。	
	温度調節弁 (電動 三方弁)	M904F Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の洗浄、回転速度の点 検、ストローク、及び組付具合の点検、各 部ネジの増じめ、グラウンド部よりの水漏れ 点検及び開閉動作の確認。	水漏れ 点 検
	露点温度検出 器	SSP129 D	塩化リチウム (L i C l) 溶液によるボビ ンの再生、ニッケル測温体の抵抗値確認、 検出状況の確認。	
	温度調節器	R7397A	リレ接点の清浄、設定、比例帯の確認及び 実際の温度との比較、校正、動作点検。	制御状態 の点検
	温度調節弁 (電動 二方弁)	M904F Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の洗浄、回転速度の点 検、ストローク、及び組付具合の点検、各 部ネジの増じめ、グラウンド部よりの水漏れ 点検及び開閉動作の確認。	水漏れ 点検
	静圧調節器	P246A	出力接点の点検、清浄、及び動作すき間、 設定の確認、作動状態の点検。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確 認	
C-2 空調器 (1セット)	温度調節器	T991A	塵埃の除去、比例帯の調整、温度誤差の校 正。	
	温度調節弁 (電動 三方弁)	M904E Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転速度の点 検。ストローク及び組立具合の点検、各部 ネジの増じめ。グラウンド部よりの水漏れ点 検及び開閉動作の確認。	水漏れ 点検

系統	機器名	型番	点検内容	備考
	温度調節器	H615A	作動状態の点検。清浄及びアスマン通風乾湿球計による、温度制御誤差の確認。	
	温度調節弁 (電動 二方弁) スプリング・リターン	M945B Q455F/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検、スプリングによる復帰動作の確認。 ストローク及び組付具合の点検。各部ネジ増じめ。グラント部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確認。	水漏れ 点検
AC-3・9 (2セット)	温度調節器	T9065A	作動状態の点検、清掃及びアスマン通風乾湿球計による温度制御誤差の確認。	
	温度調節弁 (電動 三方弁)	M904E Q455F/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検、ストローク及び組立具合の点検、各部各部ネジの増じめ。グラント部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。	水漏れ 点検
	湿度調節器	H615A	作動状態の点検、清掃及びアスマン通風乾湿球計による湿度制御誤差の確認。	
	湿度調節弁 (電動 二方弁) スプリング・リターン	M945B Q455F/ V5063A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検、ストローク及び組付具合の点検、各部ネジの増じめ。グラント部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確認。	水漏れ 点検
AC-10 1次処理空調器 (1セット)	温度検出器	L7033A	塵埃の除去、感温部の抵抗値の確認。	
	温度調節器	W857A	リレ接点の清浄、設定、比例帯の確認及び実際の温度との比較、校正、動作点検	

系統	機器名	型番	点検内容	備考
	温度調節弁 (電動 三方弁)	M904F Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検。ストローク及び組付具合の点検、各部ネジの増じめ。グラウンド部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。	
	露点温度検出器	SSP129 D	塩化リチウム (LiCl) 溶液によるボビンの再生、ニッケル測温体の抵抗。	
	温度調節器	R7397A	リレ接点の清掃、設定、比較帯の確認及び実際の温度との比較、校正、動作点検。	
	温度調節弁 (電動 二方弁)	M904F Q455C/ V5063A	モータ部、リレ接点の清掃、回転角度の点検。ストローク及び組付具合の点検、各部ネジの増じめ。グラウンド部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。	
	モータ ・ダンパ	MN100A	接点の清浄、モータのトルク、回転角度の点検。ダンパ組付の点検調整。	
	微差圧発信器	NDI44	標準器によるゼロ・スパン調整及び作動状態点検。	
	42V電源装置	NAX421	42V電源電圧の点検調整。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確認。	
AC-11 12	温度調節器	T9065A	作動状態の点検、清掃及びアスマン通風乾湿球計による温度制御誤差の確認。	
空調器 (2セット)	温度調節弁 (電動 三方弁)	M904E Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検。ストローク及び組立具合の点検、各部ネジの増じめ。グラウンド部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。	水漏れ 点検

系統	機器名	型番	点検内容	備考
	湿度調節器	H615A	作動状態の点検、清掃及びアスマン通風乾湿球計による湿度制御誤差の確認。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確認。	
オイルタンク指示計	EL型液面計	EL-44DX	実測値との比較による、ゼロ・スパン調整及び満・減警報点の調整。	油補給時のレベル点検
VAVユニット制御(45セット)	温度調節器	T9065B	作動状態の点検清掃及びアスマン通風乾湿球計による温度制御誤差の確認。	
オイル・サービスタンク	温度調節器	T675A	塵埃の除去、動作すき間の調整及び温度誤差の校正。	
	セーフティポートスイッチ	SL-41	ギヤポンプへの発停出力及び満・減警報動作の確認。 ◎各機器関係動作の確認。	
煤煙濃度計	煤煙濃度計	Y513A	受光器及び投光器のレンズ清浄、受光器、投光器間の中心点調整。 指示計のゼロ点調整。	レンズ清掃
FCU系統(3セット)	温度調節器	T9065A	作動状態の点検、清掃及びアスマン通風乾湿球計による温度制御誤差の確認。	
	温度調節弁(電動三方弁)	M904E Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検、ストローク及び組付具合の点検、各部ネジの増じめ。グランド部よりの水漏れ点検及び、開閉動作の確認。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確認。	

系統	機器名	型番	点検内容	備考
ヒートポンプ熱源廻り	温度調節器	T675A	塵埃の除去、動作すき間の調整及び温度誤差の校正。	水漏れ点検
	温度調節器	T991A	塵埃の除去、比例帯の調整及び温度誤差の校正。	
	温度調整弁 (電動三方弁)	M904E Q455C/ V5065A	モータ部、リレ接点の清浄、回転角度の点検。ストローク及び組立具合の点検、各部ネジの増じめ。グラウンド部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。 ◎各機器関係動作及び冷暖房運転状態の確認。	
全熱交換機制御	抵抗／電流交換機	NAX190	基準抵抗入力に関する出力電流(4~20mA)のゼロ及びスパン調整。	制御状態の点検
	温度指示調節計	R7375R	P. I. D設定の確認、温度誤差の校正及び指示計のゼロ・スパン調整。	
	シグナルアイソレータ	R7408A	電流(4~20mA)入力に対する出力(-4~+4V)電圧のゼロ・スパン調整。	
	測温抵抗体	TY750B	測温体の抵抗値確認。 ◎各機器関係動作の確認。	
冷凍機廻り (1系統)	測温抵抗体	TY751B	測温体の抵抗値の確認。	制御状態の点検
	温度指示調節計	R7372F	P. I. D設定の確認、温度誤差の校正及び指示計のゼロ・スパン調整。	
	温度統制弁 (電動二方弁)	M904B QN130B /5064A	フィードバックポテンショ抵抗値の確認、モータ、ストロークの点検、調整、及びリングゲージ組付具合の点検。グラウンド部よりの水漏れ点検及び開閉動作の確認。	



系統	機器名	型番	点検内容	備考
	測温抵抗体	T7058A	測温体の抵抗値の確認。	
	温度指示調節計	R7370D	設定及び動作のすき間の点検、温度誤差の校正及び指示計のゼロ・スパン調整。 ◎各機器関係動作の確認。	制御状態の点検
ボイラ廻り (1系統)	パラマトリックス	APN4610C3	圧力調節器からの信号により、ボイラ順次発停信号出力の確認。	
	圧力スイッチ	L404F	設定圧力でのON/OFF動作の点検、制御誤差の校正、動作、すき間の点検調整。	
	圧力調節器	L91B	比例帯の確認、ポテンショメータの抵抗値の確認及び制御誤差の校正。	
	圧力発信器	NKI14	基準圧力発生器によるゼロ・スパンの較正及びダンピング調整。	
	42V電源装置	NAX421	42V電源電圧の点検、調整。	
	縦型指示計	TME	4～20mA入力に対する指示値の点検、ゼロ調整。	
	感電装置	V-725	手動による動作の確認。	
	ガス漏警報機	BM201-1	標準ガスによる警報動作チェック、警報設定。 ◎各機器関係動作の確認。	
給排気制御回路(6セツト)	モータ・ダンパ	MN100A	接点の清浄、モータのトルク、回転角度の点検、ダンパ組付の点検、調整。	

系統	機器名	型番	点検内容	備考
給水及び油量計測 (7セット)	積算プリンタ	COP- 1H 24H	計数及び印字状態のチェック。	
計測積算系統	温度検出器	SSP133 A	塵埃の除去、感温部の点検。	
	温度検出器	T7050A	〃	
	乾湿球温度検出器	T7049B	〃	(抵抗値の確認)
	測温抵抗体	TY750B	〃	(抵抗値の確認)
		TY751B	〃	(抵抗値の確認)
	T7058A	〃	(抵抗値の確認)	

系統	機器名	型番	点検内容	備考
デルタ 1000 中央監視装置	中央処理装置	CPU	A) 電源装置の出力電圧 (+2、-12、+5、AC24V) 点検調整 B) データファイル内容を読み出し I/O シート、イベントプログラム表、タイムプログラム表の比較点検。 C) イベントプログラムの手動イニシエイトによる動作確認。	
	伝送用電源操作卓	TPS OPT	A) 各チャンネルの出力電圧点検、調整。 A) 押しボタンの接触不良チェック B) データ表示器の表示点検。 C) 手動選択による各ポイントのデータ表示 D) 警報点の自動データ表示点検。 E) 全警報点の自動データ表示点検。 F) 時刻表示機能点検。 G) 発停操作機能点検。 H) デジタル遠隔設定機能点検。 I) CPUへのアドレス(番地)登録の点検。	
	プリンタ	PRT	A) 手動操作による全点ログ、状態点ログ警報点ログ及び各ログリセットの機能点検。 B) 警報点の自動記録機能点検。 C) 印字状態点検、インクリボン交換。 D) CPUへのアドレス登録、機能登録の点検。	
	アナシユータ	ANN	A) DGPに模擬信号を入れ、個別表示灯及び警報音の動作点検。 B) 個別操作押しボタン、コマンドモードスイッチの機能点検。	
	グラフィックドライバ	GDR	A) DGPに模擬信号を入れ出力リレの動作点検。	

系統	機器名	型番	点検内容	備考
	リモートユニット	DGP	B) CPUへのアドレス登録、ポイント登録の点検。 A) 電源装置の出力電圧 (+12V×2) 点検。	
	デジタル監視点		DGPに模擬信号 (接点ON/OFF) を入れ、DPTでの表示点検。	
	デジタル指令点		DPTからの指令によりDGP内S/S	
	一般アナログ計測点		DGPに基準信号 (標準抵抗値、湿度チェッカ、4~20mA、0~100mV) を入れOPTの指示値の較正。 (調整はNI/P、H/P、ANN/Pの各カードにて行う。)	
	温度、圧力検出点	(デジタル用センサ)	OPTの指示値の実測値との比較、較正。 (調整は検出器内部にて行う。)	
	温度、ダンパー、開度設定点		OPTからの指令によるDGP内 (PA・DPTカード) の動作点検。	
	積算点		DGPに模擬信号 (接点パルス) を入れOPTでの積算値カウント点検。	

## 別紙 15

### ボイラー及び圧力容器保守点検業務仕様書

岐阜県福祉・農業会館のボイラー及び圧力容器保守点検業務は本仕様書に基づき、一定の保守水準を保ち実施するものとする。

#### 1 対象設備

- ・タカオFTR-20Pボイラー 2基  
(炉筒煙管式ボイラー)
- ・昭和SK-MT-160G 温水ボイラー 1基  
(立型ボイラー)
- ・第1種圧力容器(熱交換機) 1基
- ・第1種圧力容器(温水ヘッダー) 2基

#### 2 実施内容

項目	品名及び仕様	数量
1	タカオFTR-20Pボイラー受検整備及び年点検	2基
(1)	ボイラー内外部の清掃 ボイラー伝熱面の清掃及び点検	
(2)	付属品の手入れ 圧力計、安全弁、電極筒、水柱管、水面計、給止弁、排水弁 検査穴及び各扉の手入れ	2基
(3)	ボイラー制御機器の点検及び絶縁測定 ボイラー制御機器の機能及び各大地間の絶縁 並びに主要機器の線間絶縁の測定点検	2基
(4)	受検立会い及び機器の機能点検調査 ボイラー復旧及び稼働点検調査	2基
2	昭和SK-MT-160G温水ボイラー受検整備	
(1)	ボイラー内部の清掃及び整備	1基
(2)	復旧及び制御機器稼働点検	1基
3	熱交換機受検整備	
(1)	熱交換機清掃	1基
(2)	付属品手入れ	1式
4	温水ヘッダー受検整備	
(1)	温水ヘッダー清掃整備	2基
5	諸経費(性能検査受検費用含む)	1式

#### 3 実施回数

年1回

#### 4 故障時の対応

不時の故障の場合は速やかに技術員を派遣し適切な処置を行う。

#### 5 その他

点検終了後、報告書を提出すること。

自動扉保守点検業務仕様書

1 対象設備

日本エアブレーキ（株）製

DS-21D型自動扉開閉装置一式 1台（売店）

DS-11D型自動扉開閉装置一式 2台（低層棟）

DSN-75D型自動扉開閉装置一式 4台（高層棟：福祉会館玄関・農業会館玄関各2台）  
（油圧、空気圧式附属部品及びコントロールボックス、スイッチ等を含む）

2 実施回数

年4回（3ヶ月に1回）

3 実施内容

点 検 箇 所	点 検 作 業 内 容
ドアーエンジン装置 動力部	駆動軸 駆動連結機構 増速回転ギヤー モーター（回転音） 防振ゴム付エンジンスペース 開閉スピード（調整弁） 開閉クッション（調整弁）
制 御 部	電源スイッチ（電圧） ヒューズ リレー タイマー装置 端子（リード線及結線処理）
操作スイッチ	外部センサー 内部センサー 補助センサー（中央子ども相談センターのみ）
その他・附属品	ハンガー及びハンガーレール ガイド及びガイドレール（清掃） 扉吊込状態 各部連結状態 警告ラベル確認

4 その他

故障修理整備

不時の故障等、速やかに技術員を派遣し適切な処置を行う。

なお、部品取替オーバーホール施工の必要を認めた場合は、あらかじめ県にその旨申し出て許可を得てから施工するものとする。

別紙 17

岐阜県福祉・農業会館に入居する県機関

- ・ 地域福祉課（岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口岐阜支所）
- ・ 公立学校共済組合岐阜支部
- ・ 一般財団法人岐阜県教職員互助組合
- ・ ねんりんピック推進事務局
- ・ 保健医療課
- ・ 家畜伝染病対策課
- ・ 農産園芸課
- ・ 高齢福祉課

計 8 団体

別紙 18

岐阜県福祉・農業会館の区分所有団体

- ・岐阜県中央農業共済組合 岐阜支所
- ・岐阜県土地改良事業団体連合会
- ・岐阜県酪農農業協同組合連合会

計 3 団体